

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年4月に5年間の計画として「三田市教育振興基本計画(さんだっ子がやき教育プラン)(以下、「第2期計画」という。)」を策定し、「子どもの夢と未来が輝くまちさんだ」の基本理念を掲げ、めざす子ども像や重点的な施策を示し、教育の充実に取り組んできました。

この間、少子高齢化やグローバル化、絶え間ない技術革新等、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代となってきています。また、新型コロナウイルス感染症が全世界で流行(パンデミック)し、日本においても未知のウイルスの感染拡大とそれへの対応を余儀なくされること一層先行きが不透明な状況となりました。そのような中、子どもたちの「生きる力(知・徳・体のバランスのとれた力)」をさらに伸ばし、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっていきます。

国は、教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、「①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「③生涯学び、活躍できる環境を整える」「④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「⑤教育政策推進のための基盤を整備する」からなる5つの基本的方向性を位置づけ、明確な成果目標の設定とそれを実現するための方策を示す計画を策定しました。

また、兵庫県においても国の計画を参酌し、平成31年に「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり」を基本理念とした「第3期ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」を策定し、教育の一層の充実に取り組んでいます。

本市においては第2期計画の着実な推進により、各取組では一定の成果が見られる一方で、教育を取り巻く環境の著しい変化により、教育の多様なニーズや少子化など今日的な課題への対応が求められています。このため、本市の教育を一層充実させ、子どもの「生きる力」の育成を図るとともに、社会の変化に対応した教育を行うことが重要です。

これらを踏まえ、本市の教育が今後めざす方向性について、基本理念やめざす子ども像を設定するとともに、中期的に取り組む施策等を総合化及び体系化していく必要があることから、第2期計画に引き続き、生涯にわたって人間形成の基盤となる幼児期から学齢期の子どもの教育の振興を重点的に捉え、第3期三田市教育振興基本計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけ・対象範囲・計画期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第2項の規定に基づき、地方公共団体に策定が求められている市の教育振興基本計画として位置づけます。

また、「第5次三田市総合計画」及び「地方公共団体の長が定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(三田市教育大綱)」と整合を図り、「第5次三田市総合計画」における子ども・教育分野について、三田市の教育振興のための施策に関する具体的な計画として位置づけます。

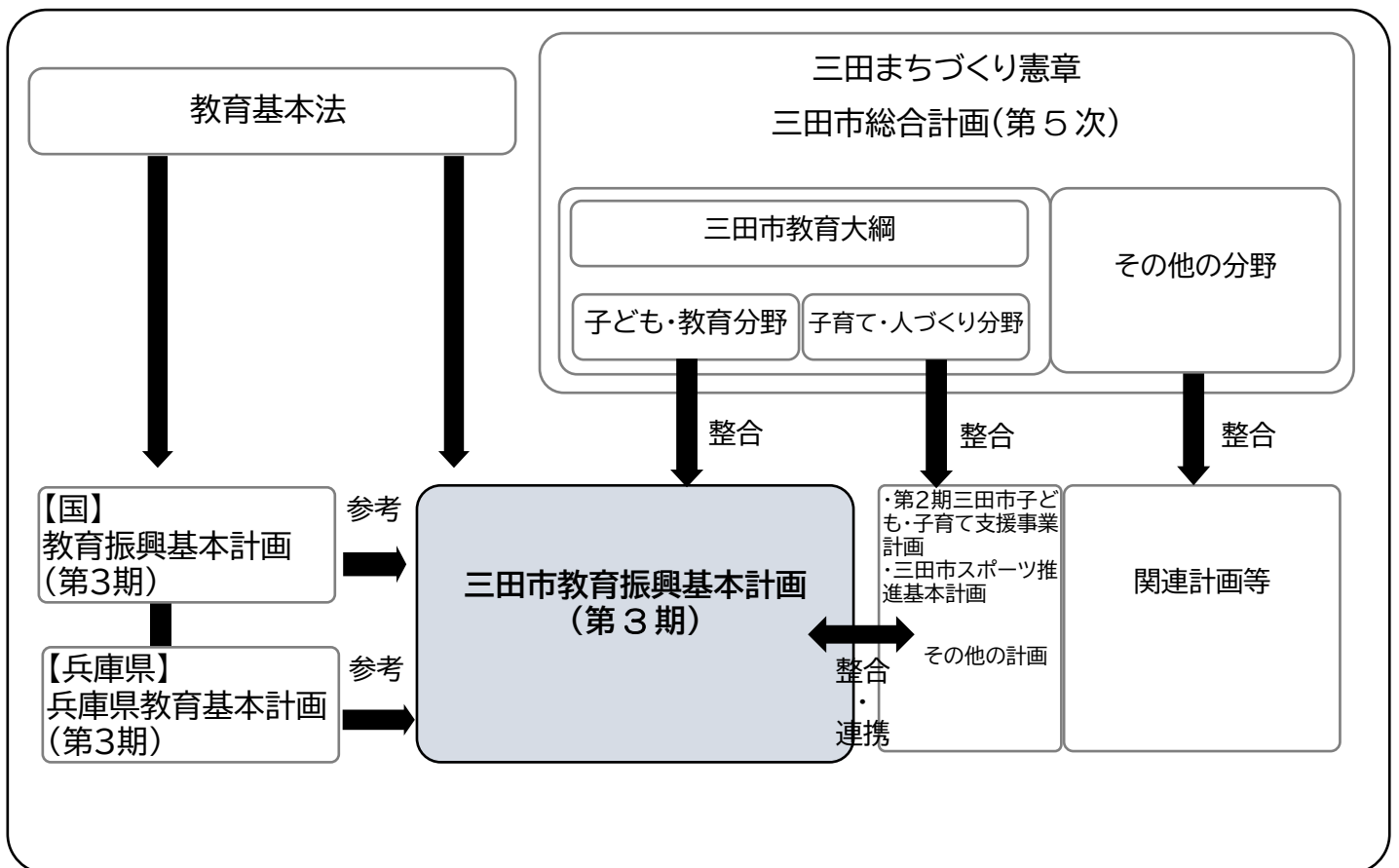
### (2) 対象範囲

本計画は、学校教育を中心とし、子どもを支える家庭、地域を含めた教育に関わる取組を対象範囲とします。

### (3) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

### 【本計画の位置づけ】



# 第2章 三田市の教育を取り巻く環境状況

## 1 教育に関する制度等の状況

### (1) 学習指導要領の改訂

平成29年3月に学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施されました。

改訂にあたっては、これまで大切にされてきた、子どもの「生きる力」を育むためにという目標に加え、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化をめざすものとなっています。具体的には、新しい時代を生きる子どもに必要な力を、「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力柱として整理されました。また、学校においては、社会とのつながりを意識した「社会に開かれた教育課程」を編成するとともに、組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」が求められています。主体的・対話的で深い学びの視点から、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善することが示されています。

### (2) いじめの防止等のための基本的な方針の改定

平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義を限定的に解釈してはならないことなどについて見直されました。あわせていじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されました。

### (3) 新たな地方教育行政制度の開始

平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が施行されました。改正法では教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなど、制度の抜本的改革を行うものとなりました。また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

平成29年4月に施行された改正法では、平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やそ

の役割の充実などが規定されました。学校運営協議会の設置により、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、保護者や地域住民・学校が情報や課題を共有し、共通の目標・ビジョンを描きながら、「コミュニティ・スクール」の取組を積極的に進めていくことが求められています。

#### (4)教育公務員特例法の改正

平成29年4月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が施行されました。改正法では大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教員の資質向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に、校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けることが規定されました。

#### (5)国の第3期教育振興基本計画の策定

平成30年度を初年度とする教育基本法第17条に基づく「第3期教育振興基本計画」が策定されました。この計画では、人口減少・高齢化の進展、人生100年時代の到来、急速な技術革新による超スマート社会(Society5.0)の到来など、令和12年以降の社会変化を見据え、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を中心的なテーマに、多岐にわたる教育施策を定めています。

#### (6)働き方改革の促進 教育を取り巻く環境(4)から移動

平成30年1月に、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、文部科学省に、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

#### (6)(7)社会教育関連の答申

平成30年12月に中央教育審議会は答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、人口減少社会における、新しい地域づくりを進めるための学習・活動のあり方及び今後の社会教育の振興方策にまとめました。

答申では、今後、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとし、その上で、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されました。

#### (7)(8)学校教育法等の改正

平成31年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が施行されました。改正法では小中一貫教育を行う新たな学校を「義務教育学校」と規定し、「5・4」制や「4・3・2」制など、9年間を見通した教育課程の編成が設置者の判断で柔軟に運用することが可能となりました。

また、平成31年4月に施行された改正法では小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できるようになりました。また、視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対しては、すべての教育課程で、「デジタル教科書」を使用できるようになりました。

#### (4)(9)在留外国人の増加

平成31年4月に「改正出入国管理法」が施行されました。外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新たな在留資格の「特定技能」が盛り込まれ、~~を盛り込んだ~~「改正出入国管理法」が、平成31年4月に施行され、今後、在留外国人の増加が予想されます。

外国籍の子どもや外国にルーツのある子どもが、ともに増加傾向にあり、教育にあたっては、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められます。

#### (8)(10)子ども・子育て支援法の一部改正(幼児教育・保育の無償化)

令和元年10月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行されました。この法改正は急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとしています。

この法改正に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化されました。

#### (9)(11)子どもの貧困対策の推進

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、~~子どもの「現在及び将来」を見据えた貧困対策を推進すること、子どもの「将来」だけではなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進すること、~~各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえるなど、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子どもの貧困対策計画策定の努力義務が規定されました。また、~~同年令和元年~~11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が見直されもとなり、指標を25項目から39項目へと増やし、ひとり親の正規雇用割合、食料や衣服の困窮経験などが追加されました。

## (12)人生 100 年時代の到来 **教育を取り巻く環境(9)から移動**

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、100 歳前後まで生きることが可能となる時代の到来が予想されています。令和元年 12 月に取りまとめられた「人生 100 年時代構想会議中間報告」においては「100 年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっています。

## ~~(10)~~(13)「令和の日本型学校教育」の構築をめぐって

令和 3 年 1 月に中央教育審議会において、社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力の育成のため、**令和3年度から**改訂された学習指導要領を着実に実施すること、また、ICT の活用により一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

**そして、めざすべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と示されました。**

## ~~(11)~~(14)特別支援教育に係る法改正等

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が可決されました。その中で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方自治体等の責務が明文化されました。各自治体は、学校園所等で、医療的ケア児に対する適切な支援を行うとともに、保育・教育を行う体制の拡充が図られるよう学校等に対する支援、その他の必要な措置を講ずることが求められています。

## 2 子どもの状況

### 2-2 子どもの状況

#### (1) 子どもの学力について

わが国の児童生徒の学力の現状については、各種国際調査において、引き続き世界トップレベルであること、また、全国学力・学習状況調査においても学力の底上げが図られていることが明らかになっています。

一方で、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・説明したりすることなどについて課題が指摘されています。また、学ぶ楽しさを実感したり、自分の判断や行動がより良い社会づくりにつながるという意識をもったりすることが、国際的に見て相対的に低いことが指摘されています。

#### (2) 子どもの生活習慣や心の育成について

日本の子どもは、自己肯定感・自己有用感が諸外国に比べて低いとされています。また、地域社会の教育力の低下や子どもの実体験の不足により、コミュニケーション能力、規範意識、社会性等の低下を招いているとも指摘されています。

小・中学校において、不登校児童生徒は依然として相当数に上り、いじめにより重大な被害が生じた事案も発生しています。そのため、道徳教育の一層の推進や家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

また、グローバル化が進展する中、様々な価値観や文化的背景をもつ人たちと、互いを認め尊重し、支え合うことができるよう多文化共生教育の推進が求められています。教職員には、外国にルーツのある子どもや性的マイノリティの子どもたちへの配慮など、人権課題への対応力の向上が求められています。

#### (3) 子どもの体力について

子どもの体力については、緩やかな向上傾向にあります。昭和 60 年頃のピーク時と比較すると依然として低い水準にあり、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向などの課題が見られるとともに、肥満・痩身傾向・アレルギー疾患などの現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。

体力の低下は、子どもが豊かな人間性や自ら学び自ら考えるといった「生きる力」を身に付ける上で悪影響を及ぼし、創造性、人間性豊かな人材の育成を妨げるなど、社会全体にとっても無視できない問題です。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう体力・運動能力の向上や食育に取り組んでいくことが求められています。

## 2—子どもの教育を取り巻く状況 3 社会的な情勢

### 2—1—社会的な潮流

#### (1)(2)人口減少と少子高齢化

わが国の人口は、2008年をピークとして減少傾向にあり、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上の高齢者がわが国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

こうした人口構成の変化の中、子どもの学びを支える体制を確立するためには、学校と地域の連携・協働を推進する必要があります。

#### (2)(5)地域コミュニティや家庭の状況の変化

都市部では、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの機能低下が懸念されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立する可能性もあります。

家庭では、三世帯世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が増加するなど家族の形態が変化しています。

家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの成長過程において、社会性や自立心の醸成などに社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

#### (3)(4)教育の機会均等 2-3 教育を取り巻く状況から移動

子どもの貧困率については、改善が進んでいるものの依然として高い水準にあります。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けており、母語も多様化しています。貧困や外国籍など様々な背景をもつ人々のニーズに応じた教育機会を提供するため、多様な価値観を認め、自他の違いを尊重し合いつつ協働していく必要があります。

また、家庭の事情により、家族の介護等を行うことで慢性的な疲労状態になり、学校生活や日常生活に影響が出るような児童生徒(ヤングケアラー)については、実態の把握に努め、福祉担当部署と連携し支援にあたる必要があります。

#### (4)(3)高度情報化の進展と技術革新

高度情報化の進展やAI(人工知能・artificial intelligence)、IoT(Internet of Things)等の急速な技術革新の進展により、社会生活を大きく変えていく超スマート社会(Society 5.0)の到来が予想されています。

インターネットの普及などにより、様々な情報が氾濫している現代において、その中から必要な情報を取捨選択し、分析、加工して活用していくことが求められています。

情報に対しての理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、自制心を持ちつつ、適



切に判断し活用する能力と態度を身に付けることが重要です。

そのほか、スマートフォン等の普及にともない、子どもが SNS を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じており、時代に応じた子どもたちへの情報教育の充実が求められています。

#### (5)社会経済情勢の急激な変化

グローバル化や情報通信技術の進展で、様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、変化の激しい先行きが不透明な社会に移行しています。

わが国は少子高齢化の急激な進行や社会的格差の拡大等の問題に直面しており、社会的・経済的な事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育を受けることのできる社会の実現が求められています。

このような急激な諸情勢の変化の中で、子どもがたくましく社会を生き抜くためには、自立して未来に挑戦する態度を育成することが一層重要となっています。「**自立・協働・創造**」の三つの基本基軸のもと、**一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に活かしていくことが可能な生涯学習社会をめざしていく必要があります。**

#### (4)在留外国人の増加 **教育に関する制度等の状況に移動**

外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新たな在留資格の「特定技能」を盛り込んだ「改正出入国管理法」が、平成 31 年4月に施行され、今後、在留外国人の増加が予想されます。

外国籍の子どもや外国にルーツのある子どもが、ともに増加傾向にあり、教育にあたっては、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められます。

#### (6)社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組を促進

情報通信技術や交通分野での技術の進展に伴い、経済活動が地球規模に広がり、私たちの生活は、海外の国や地域で起こる事象に、様々な影響を受けるようになっていきます。また、グローバル化の進展に伴い、日本の文化やふるさとの歴史を大切にしつつ、個性や多様性を認め合い、多様な文化や価値観をもつ人たちと交流を深めていく力やコミュニケーション能力が求められています。

さらに、これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになり、持続可能な開発目標(SDGs)をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組が広がっています。

今の子どもたちが社会の中心となり活躍する2030年以降は、広い視野で物事をとらえ、社会の様々な問題を自らの課題として考え、主体的に行動していくことが大切です。

教育振興計画においてはSDGsを意識した教育を推進し、全教科・カリキュラム・学校行事などあらゆる行動を17のゴールと紐づけ、学ぶ目的を明確にし、問題意識と解決に向けた意欲を醸成するさせる学習・教育活動が必要であり、「出来ることから」「身近なことから」をテーマに、地に足のついた実践的な事業の展開が求められています。



(7)(2)大規模災害からの教訓 **2-3 教育を取り巻く状況から移動**

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験を踏まえ、風水害、土砂災害を含む様々な自然災害から自らの命を守るため、防災・減災についての正しい知識を身に付け、主体的に判断し行動する力を育成することが大切です。また、災害からの復旧、復興に向けた取組の中で培われた、助け合いやボランティア精神など、人々や地域とのつながりの重要性が再認識されました。今後、南海トラフにおける巨大地震などの発生が予測される中、防災・減災についての正しい知識を身に付けるとともに、自分の身を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要となります。

(8)(5)新型コロナウイルス感染症と向き合ってを乗り越えて

**2-3 教育を取り巻く状況から移動**

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、子どもたちを取り巻く環境を一変させ、学校教育のあり方にも大きな影響を与えました。

コロナ禍で日常生活や学校行事が制限され、従前の生活様式を踏襲するだけでは立ち行かない時代となりました。感染予防に取り組みながら学校の新しい生活様式をつく

りあげるとともに、日常のありがたさ、命や人権、人と人とのつながりの大切さ、ICTの活用等による学びの保障の必要性などについて再認識し、教職員の働き方を見直す機会にもなりました。

これからの予測困難な時代、経験したことのない時代を生きるには、正解のない問いに立ち向かう力や主体的に考える力、仲間と知恵を出し合い解決する力を身に付けることが大切です。そして、困難に際しても、それを乗り越え、社会の変化に柔軟に対応しながら、よりよく良き生きることが、今、求められています。コロナ禍を通して得た経験を活かし、学校・家庭・地域の連携によって、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障していくことが必要です。

## 2-2 子どもの状況 2子どもの状況へ移動

### (1)子どもの学力について

わが国の児童生徒の学力の現状については、各種国際調査において、引き続き世界トップレベルであること、また、全国学力・学習状況調査においても学力の底上げが図られていることが明らかになっています。

一方で、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・説明したりすることなどについて課題が指摘されています。また、学ぶ楽しさを実感したり、自分の判断や行動がより良い社会づくりにつながるという意識をもったりすることが、国際的に見て相対的に低いことが指摘されています。

### (2)子どもの生活習慣や心の育成について

日本の子どもは、自己肯定感・自己有用感が諸外国に比べて低いと言われています。また、地域社会の教育力の低下や子どもの実体験の不足により、コミュニケーション能力、規範意識、社会性等の低下を招いているとも指摘されています。

小・中学校において、不登校児童生徒は依然として相当数に上り、いじめにより重大な被害が生じた事案も発生しています。そのため、道徳教育の一層の推進や家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

また、グローバル化が進展する中、様々な価値観や文化的背景をもつ人たちと、互いを認め尊重し、支え合うことができるよう多文化共生教育の推進が求められています。教職員には、外国にルーツのある子どもや性的マイノリティの子どもたちへの配慮など、人権課題への対応力の向上が求められています。

### (3)子どもの体力について

子どもの体力については、緩やかな向上傾向にあります。昭和60年頃のピーク時と比較すると依然として低い水準にあり、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向

などの課題が見られるとともに、肥満・痩身傾向・アレルギー疾患などの現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。

体力の低下は、子どもが豊かな人間性や自ら学び自ら考えるといった「生きる力」を身に付ける上で悪影響を及ぼし、創造性、人間性豊かな人材の育成を妨げるなど、社会全体にとっても無視できない問題です。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう体力・運動能力の向上や食育に取り組んでいくことが求められています。

### 2-3 教育を取り巻く状況

#### (1) 教育の機会均等 2社会的な情勢(5)へ移動

子どもの貧困率については、改善が進んでいるものの依然として高い水準にあります。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けており、母語も多様化しています。貧困や外国籍など様々な背景をもつ人々のニーズに応じた教育機会を提供するため、多様な価値観を認め、自他の違いを尊重し合いつつ協働していく必要があります。

また、家庭の事情により、家族の介護等を行うことで慢性的な疲労状態になり、学校生活や日常生活に影響が出るような児童生徒(ヤングケアラー)については、実態の把握に努め、福祉担当部署と連携し支援にあたる必要があります。

#### (2) 大規模災害からの教訓 2社会的な情勢(6)へ移動

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験を踏まえ、風水害、土砂災害を含む様々な自然災害から自らの命を守るため、防災・減災についての正しい知識を身に付け、主体的に判断し行動する力を育成することが大切です。また、災害からの復旧、復興に向けた取組の中で培われた、助け合いやボランティア精神など、人々や地域とのつながりの重要性が再認識されました。今後、南海トラフにおける巨大地震などの発生が予測される中、防災・減災についての正しい知識を身に付けるとともに、自分の身を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要となります。

#### (3) 人生100年時代の到来 1教育に関する制度等の状況(12)へ移動

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、100歳前後まで生きることが可能となる時代の到来が予想されています。令和元年12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議中間報告」においては「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっています。

#### (4) 働き方改革の促進 1教育に関する制度等の状況(6)へ移動

平成30年1月に、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、文部科学省に、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

(5) 新型コロナウイルス感染症を乗り越えて

2社会的な情勢(8)へ移動

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、子どもたちを取り巻く環境を一変させ、学校教育のあり方にも大きな影響を与えました。

コロナ禍で日常生活や学校行事が制限され、従前の生活様式を踏襲するだけでは立ち行かない時代となりました。感染予防に取り組みながら学校の新しい生活様式をつくりあげるとともに、日常のありがたさ、命や人権、人と人とのつながりの大切さ、ICTの活用等による学びの保障の必要性などについて再認識し、教職員の働き方を見直す機会にもなりました。

これからの予測困難な時代、経験したことのない時代を生きるには、正解のない問いに立ち向かう力や主体的に考える力、仲間と知恵を出し合い解決する力を身に付けることが大切です。そして、困難に際しても、それを乗り越え、社会の変化に柔軟に対応しながら、より良く生きることが、今、求められています。コロナ禍を通して得た経験を活かし、学校・家庭・地域の連携によって、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障していくことが必要です。

# 第3章 三田市の教育がめざす姿

## 1 基本理念とめざす子ども像

### (1) 基本理念

[基本理念]

## 夢を育て、人をはぐくむ学びのまち さんだ

「三田まちづくり憲章」に示されたまちづくりの方向性をさらに確実なものにし、長期的なまちづくりの基本的方針と事業・施策を体系的に示す指針である「三田市総合計画」において、市民と市が協働して取り組むまちづくりの方向性を明らかにしています。

その中には、すべての市民が愛着と誇りをもって住み続けたいまち、そして、三田の未来を担う子どもが誇れるまちを共につくっていく想いが込められています。

子どもは、教育や学びを通じて、自らの可能性を伸ばすとともに、地域とのふれ合いやつながりを深めることができます。そして、様々な体験や人との関わりの中で、“ふるさと三田”を愛する心や豊かな人間性、道徳性を身に付けていきます。

本市には、高等学校や大学、博物館といった恵まれた環境が備わっています。幼少期から小中学校へと成長していく過程で、多様な価値観に触れ、さまざまな学習の機会を得ることができるといったことは、教育環境として大切な要素であると考えます。

子どもは、三田の未来を担う大きな財産です。子どもの成長を本市の恵まれた環境を活かし、まち全体で協力して支えていくことが、将来のまちづくりにつながります。

子どもたちが未来に夢をもって、自らの可能性を伸ばし、人と人のつながりを大切にしながら、心豊かに生きることができる「学びのまち 三田」をめざし、第5次三田市総合計画で示すまちづくりの基本目標“「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来 三田”のもと、本市の教育における基本理念を「夢を育て、人をはぐくむ**育**む学びのまち さんだ」と定め、教育の振興に取り組みます。

## (2) めざす子ども像

本計画では、本市の教育がめざす子ども像として「自分が好き、人が好き、このまちが好き、夢に向かって歩むさんだっ子」を掲げます。

めざす子ども像をイメージし、具体化した姿として5つの具体的な子どもの姿をあげます。

[めざす子ども像]

### 自分が好き、人が好き、このまちが好き、 夢に向かって歩むさんだっ子

- 自分や人を大切にし、誇りをもって生きる子
- 身近なことに興味関心を持ち、課題と向き合い、深く学ぼうとする子
- “ふるさと三田”のよさに気づき、まちを愛する子
- 人とのつながりの中で、何事にも粘り強く取り組む子
- 自分自身の生き方を考え、自らの可能性に挑戦する子

[具体的な5つの子どもの姿]

#### ●自分や人を大切にし、誇りをもって生きる子

自分自身がかけがえのない存在であることを実感し、自分のよさや可能性を大切にします。自分も人も大切であることを認識し、互いに尊重しあう関係の中で、一人一人が誇りをもって生きています。

#### ●身近なことに興味関心を持ち、課題と向き合い、深く学ぼうとする子

様々な事柄に興味関心を寄せて「なぜ・どうして」と考えることができ、また、課題(疑問やできないこと等)に対して主体的に向き合い、深く学ぼうとします。

#### ●“ふるさと三田”のよさに気づき、まちを愛する子

本市の豊かな自然や歴史、文化等に進んで関わることにより、そのよさに気づきます。

ふるさと三田で暮らす人々との関わりの中で、ふるさとを大切に想う気持ちを深めます。

#### ●人とのつながりの中で、何事にも粘り強く取り組む子

人とのつながり(友だちや家族、地域の人等)の中で、様々な人と協働しながら社会の変化に柔軟に対応し、これまでにない新しい価値を創出し、何事にも粘り強く取り組みます。

#### ●自分自身の生き方を考え、自らの可能性に挑戦する子

自分自身の生き方(生きることの目標や意味を理解し、充実した人生を歩むこと等)を考え、その中で夢や目標を持ち、それに向かって自らの可能性に挑戦します。

## 2 基本目標

本市の教育における“基本理念”と“めざす子ども像”の実現に向けて、3つの基本目標を定めます。

### [ 基本目標 1 ]

#### 「生きる力」を育む教育を推進します

技術革新やグローバル化の進展など、急激に変化する社会を生き抜き、未来を切り拓き、心豊かに生きるためには、様々な変化にしなやかに対応し、持続可能な社会の創り手として、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力である「生きる力」を育むことが重要です。

そこで、学校においては令和3年度から改訂された学習指導要領に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた力を育む教育を推進します。

さらに、探究的な学習の過程を重視し、教科の枠を超えた横断的な学習を行うことを通して、自己の在り方や生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成します。

また、「生きる力」は、幼児期から連続した切れ目のない教育が大切であり、誰一人取り残さないインクルーシブな社会づくりの実現に向けて、誰もがお互いの人格や多様な個性を尊重し、認めあい、すべての人が参加できるように取り組む必要があります。

#### ◆基本施策

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 「確かな学力」の育成     | 2 「豊かな心」の育成        |
| 3 「健やかな体」の育成     | 4 一人一人が大切にされる教育の充実 |
| 5 社会的自立に向けた教育の推進 | 6 幼児期の教育の充実        |

### [ 基本目標 2 ]

#### 魅力ある学校をつくり、 家庭・地域と共に子どもの学びを支援します

子どもたちの学びを支えるためには、学校・家庭・地域そして、行政が相互に連携・協働し、魅力ある学校づくりを進めていくことが必要です。

そのために、学校長のリーダーシップの下、特色ある教育を推進し、**するために**学校組織**力やのマネジメント力の強化**や教職員の資質・指導力の向上を図るなど、信頼される



学校づくりを**進めます。推進します。**

また、学校・家庭・地域の連携・協働の体制づくりを進めるとともに、家庭・地域の教育力の向上を支援します。

そして、三田の歴史や文化、多様な物的・人的な学習資源を活用し、子どもの教育に活かしていくことで、子どもたちに多様な学習機会を創出します。

#### ◆基本施策

- 7 信頼される学校づくりの推進
- 8 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり
- 9 子どもと大人の「学び」が循環する関係づくり

### [ 基本目標 3 ]

## 学びを支える環境を整備します

子どもたちが、これからの変化の激しい社会にしなやかに対応し、たくましく生き抜いていくためには、様々な情報や出来事を受け止める力、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力、主体的に判断しながら、自分を社会の中で、どのように位置づけ社会をどう描くかを考える力といった資質・能力をバランスよく育成していくことが必要です。

少子化により、学校の小規模化がますます進む中、これらの資質・能力を育むためには、子どもどうしが「学び合い・高め合える」環境を確保することが大切です。幼児期から小中学校への連続した学びの中で、子どもたちが、選択の幅を広げ、多様な個性とふれ合い、社会性を育み、切磋琢磨しながら成長していくことができる教育環境を整えていくため、小中学校の再編を進めます。

また、これらを踏まえて、公共施設マネジメントの考え方にに基づき、学校施設の老朽化にも計画的に対応し、より**よい良い**学びの環境を維持していきます。

三田の教育環境における課題について、地域や保護者をはじめとする多くの市民とともに考え、すべての子どもの可能性を引き出す安全・安心な学習環境の整備を行います。

#### ◆基本施策

- 10 学びを支える環境の整備

# 第4章 計画の内容

## 1 施策推進にあたっての3つの大切な視点

第3期においては第1期、第2期の「三田市教育振興基本計画」における10年間の取組を基盤としつつ、本計画全体において、次の3つの大切な視点を踏まえながら、取組を進めます。

この3つの大切な視点は、子どもに関わるすべての人が、日々の教育活動の中で、常に意識し、取り組んでほしいという想いを込め、共有できるよう明確にしたものです。

### **[1点目:ふるさとのよさ良さに気づき、三田を好きになる視点]**

学校教育や地域における様々な活動を通して、子どもたちがふるさとのよ良さに気づき、三田を好きになってほしい。また、三田で育ち、学ぶ中で得た経験や体験を自らの生きる糧として成長してほしい。「ふるさと 三田」への想いが、新しい環境の中で、心のよりどころや前向きに生きる原動力となってほしいと考えています。

そして、将来この三田で学んだ多くの子どもたちが、成長し社会に羽ばたく中で、「三田で学べてよかった」、「自分の子どもにも同じ経験をさせたい」、「三田で教育を受けさせたい」、また、「多くの子どもたちにも、ふるさと三田のよさを伝えたい」という想いとなり、次の世代へとつながることを願い、三田の教育を推進していきます。

この三田での学びが「自分の子どもにも同じ経験をさせたい」、「三田で教育を受けさせたい」と、次の世代へとつながることを願い、三田の教育を推進していきます。

### **2点目:これからの社会を生き抜く力を育む視点**

### **2点目と3点目順番入替**

### **[2点目:持続可能な社会の実現をめざし、教育を推進する視点]**

現在、少子高齢化、国際化、情報化が進み、環境問題やエネルギー問題、新型コロナウイルスへの対応など、社会全体で取り組まなければならない様々な課題が存在しています。

加えて、2030年頃には第4次産業革命とも言われるIoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想される中、子どもたちは、これまで経験したことのない課題や答えのない問に立ち向かわなければなりません。

また、国においては GIGA スクールの推進を掲げており、これからの時代を生きる子どもには、新しい情報技術や ICT 機器を活用し学習を進めていくことが求められてい

ます。

このように社会情勢や教育環境が変化していく中で、教育を通して、子どもたちが自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造し、自らの力で未来を切り拓くことができるよう支援をしていくことが大切です。

これからの社会を生き抜く力を育み、子どもたちが、将来の夢や目標に向かって主体的に自己実現を図ることが出来るよう学校・家庭・地域、そして、行政がしっかりと連携・協働して、子どもたちの成長を支えるという視点を大切に、取組を進めていきます。

### 3点目:持続可能な社会の実現をめざし、教育を推進する視点

2点目と3点目順番入替

#### [3点目:これからの社会を生き抜く力を育む視点]

2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、すべての人々が主体的に行動し、その実現をめざすことが求められています。この理念をすべての教育活動に取り込み、一人一人の想いや行動が社会をつくることを意識し、社会の一員として行動できる子どもを育成していきます。

特に、SDGsの17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」では、公平で質の高い教育の提供を基本に、基礎学力の定着はもとより、個人や社会の多様性を尊重し、ジェンダー格差や障害の有無、文化の違いに関わりなく、すべての子どもたちが共生社会の一員として、学校や地域の中で、持続可能な暮らし方や多様な人々との共生について学び、実践できるように取り組んでいきます。

そのほか、貧困の解消や健康・福祉の推進、地球規模での環境への配慮、平和と平等の世界の実現など、SDGsの掲げる多様な目標を念頭におきながら、本計画がめざす子ども像の実現に向けて各施策を総合的に進めていきます。

## 2 計画の体系図

[基本理念] 夢を育て、人をはぐくむ学びのまち さんだ

[めざす子ども像] 自分が好き、人が好き、このまちが好き、夢に向かって歩むさんだっ子



### 3 基本施策の展開

#### 1 「確かな学力」の育成

変化の激しい社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくためには、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力が、偏りなく育成できることが重要です。

そして、こうした資質・能力の育成に向けては、ICTを活用して個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するとともに、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付けるなど、各教科等をこえた教科横断的な学習や探究的な学習の過程を一層重視することが求められます。

また、教職員については、学習指導要領を深く理解するとともに、△の理解やICTの活用促進、子どもたちのさらなる更なる学力向上に向けた教職員の指導力資質の向上が必要です。

さらに、入学・進学等、接続期の子どもの心理的不安を和らげ、学ぶ意欲や自尊感情を高めるため、保幼・小・中の期間を見通し、育ちと学びの連続性を重視した連携教育の一層の充実を図る必要があります。

#### (1) 子どもの可能性を拓く資質・能力の育成

##### 現状と課題

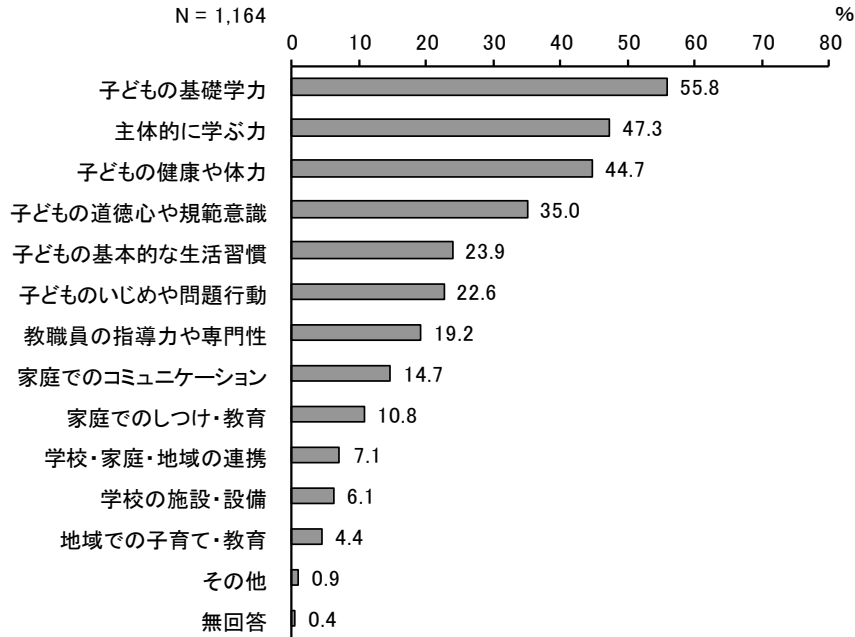
- 全国学力・学習状況調査において、本市では△すべての教科における平均正解率は、全国平均を上回っています。子どもたちの学力のさらなる向上をめざし、調査に見られる課題や日常の状況を把握・分析し、課題の改善に向けて組織的に取り組む必要があります。
- 学習指導要領に基づき、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて研修体制を構築し、教職員の資質向上を図ることが必要です。
- GIGA スクール構想の実現に向けて全児童生徒に一人一台のタブレット端末をはじめ、ICT環境が整備されています。従来の三田の教育にICTを効果的に取り入れることで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、~~するため~~に各教科の資質・能力を育成すること指導において、~~タブレット端末の効果的な活用~~が求められます。
- 一斉授業か個別学習か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかなど二項対立に陥るのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学

習場面等により、どちらのよさも適切に組み合わせ活かしていくこと等が必要です。

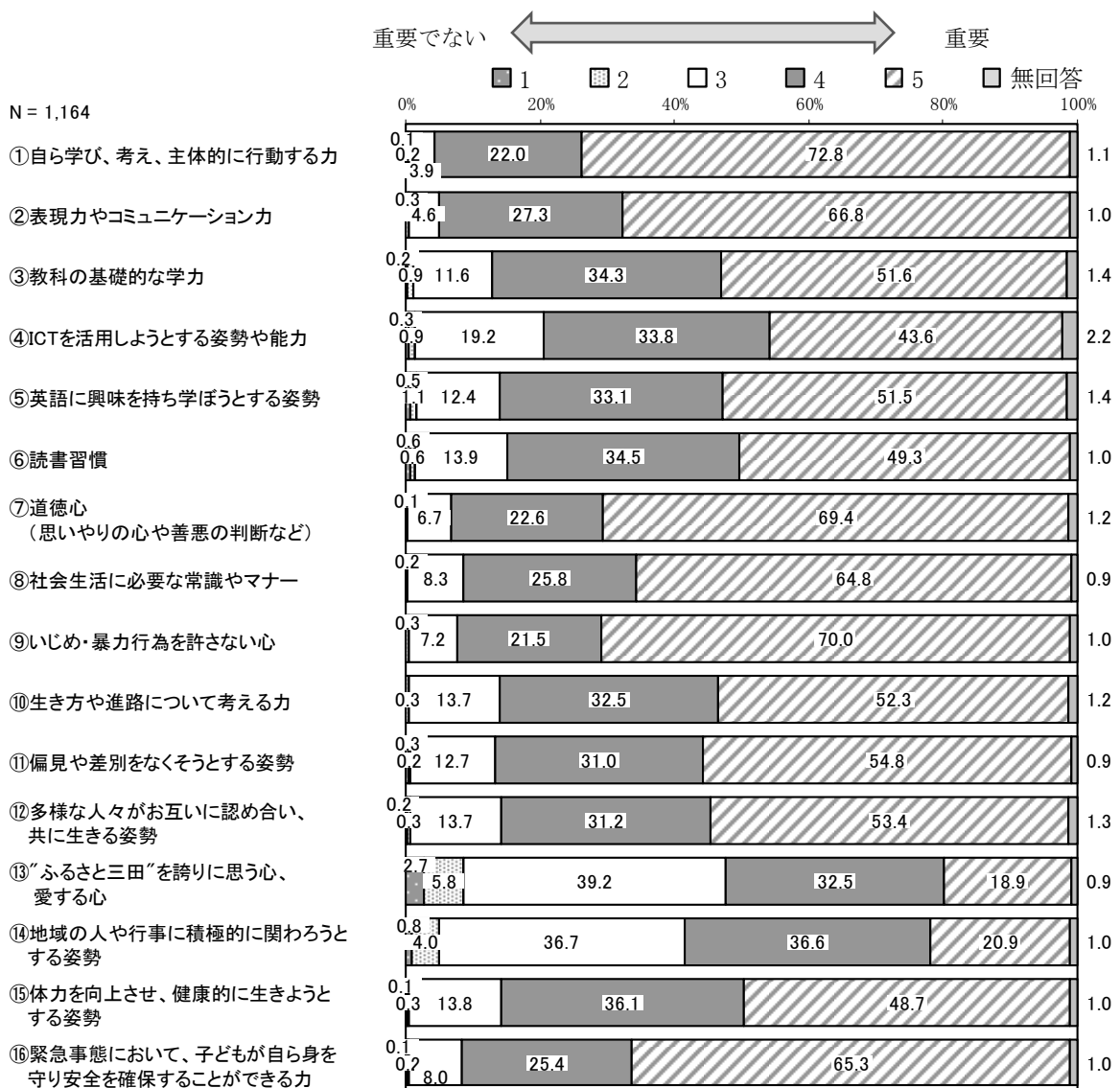
- 県の「ひょうごがんばり学びタイム」事業の継続的な取組により、基礎学力向上や学習習慣の定着に効果を上げています。また、毎年実施している「全国学力・学習状況調査」において、本市では「自分で計画を立てて勉強している」と答える子どもの割合は毎回高く、引き続き、学習内容・習慣の確実な定着を図っていく必要があります。
- 「理科作品奨励事業」等の事業を通じて、三田の理科教育への関心は高まりを見せています。今後は、「こうみん未来塾」や市内の関係施設や団体とのコラボレーションを図るなど三田の特色を活かした理科教育を一層充実する必要があるとあります。
- 「全国学力・学習状況調査」において、本市では、読書が好きと答える子どもの割合が年々増加しています。また、国語の結果については全国平均を上回っています。引き続き、読書活動等により言語活動の充実に努めることが必要です。
- 令和2年に市民・教職員及び小中学生を対象に実施した「三田市の教育に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）では、子どもの教育について関心のあることとしてについて、アンケート調査【市民問7】・【市民問10①】では、「子どもの基礎学力」とする回答の割合が最も高く、次いで「主体的に学ぶ力」となっています。また、今後は「自ら学び、考え、主体的に行動する力」が重要とする人が、7割を超えています。

### 子どもの教育について関心のあること（市民）

N = 1,164



### 子どもたちに身に付いている能力や態度についての今後の重要性（市民）



資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

## 施策の方向

子どもたちが、基礎的な知識・技能を習得するとともに、習得した知識・技能と既存の知識を組み合わせ、社会における様々な場面で主体的に判断し、他者と協働して課題を解決していくことができる力を育成します。各教科等の指導に当たっては、ICTを効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

また、**全国学力・学習状況調査学力テストの結果のデータ**分析等を基に、各校の子どもたちの学びの実現状況を把握し、**教員の指導改善につなげることや、ICTによる活用して、アプリを活用利用した、個人のスタディ・ログ（学習履歴や学習評価、学習到達度）の蓄積や把握による個別最適な学びを支援し、協働的な学びの実現を図ることにより、確かな学力を育みます。児童生徒の学習意欲の向上につなげます。**

| 主な取組                             | 取組内容   | 担当課   |
|----------------------------------|--|-------|
| 「学力向上指導改善プラン」の実践                 | 全国学力・学習状況調査の調査結果や子どもの日々の学習や生活の状況に基づき、各学校が「学力向上指導改善プラン」を策定し、カリキュラム・マネジメントの充実と指導改善に向けた取組を実践する。   | 教育研修所 |
| 授業改善の促進                          | 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るとともに、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら知識を相互に関連づけて理解するなどの学習を展開することで、新しい時代に必要な資質・能力を育成する。   | 教育研修所 |
| 個別最適な学びと協働的な学びの充実ICT機器を活用した教育の推進 | <b>ICT機器を活用し、情報モラルを含む情報活用能力を育成する。また、従前からの授業方法にICTを組み合わせ、取り入れた授業のあり方について研究し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、児童生徒が自ら問いを持ち、他者との対話を通し、課題解決に向かう学習の充実を図る。</b>                   | 教育研修所 |
| 学力向上に向けた補充学習及び発展学習の充実            | 朝の学習タイムやひょうごがんばり学習タイム等の実施により、新学習システム推進教員や地域人材等を活用し、補充学習及び発展学習の充実を図る。また、授業におけるICT活用を推進し、一人一人の興味関心や学習状況に応じて、 <b>子どもたちが主体的に学習を進め、自らの学習を振り返ることを通して、個別最適な学びを充実する。</b> | 教育研修所 |



|                 |  |                  |
|-----------------|--|------------------|
| 「ひとり学びへの手引き」の活用 | 「ひとり学びへの手引き」等を活用し、小学校6年生時に身に付けておくべき「学び方」について、段階を踏みながら育成を図る。また、ICTを含め、学びに必要な学習方法を子どもたちが主体的に選択し、自分らしい学び方を模索する資質・能力を養う。                   | 教育研修所            |
| 理科教育の推進         | 問題解決の力を養うため、観察・実験、ものづくり等の体験的な学習活動を充実する。有馬富士自然学習センターや人と自然の博物館と連携し、教職員の理科教育に対する指導力向上を図るとともに、子どもが科学の素晴らしさや楽しさを体験させる機会を充実する。               | 教育研修所            |
| 読書活動の推進         | 「さんだっ子読書通帳」の活用や「さんだ子ども読書の日（毎月23日）」の取組を推進するとともに、学校司書と教職員が連携し、学校図書館の活用を推進する。また、市立図書館と連携した取組を進めるとともに、ブックトークやビブリオバトルを通して、子どもの豊かな読書活動を充実する。 | 教育研修所<br>文化スポーツ課 |

## (2) 育ちと学びをつなぐ教育

### 現状と課題

- ~~教職員の専門性を活かしながら、複数の教職員が指導に関わることにより、教職員間での児童生徒への理解をが深め、まることや担任の教材研究や準備等の負担軽減かつ充実を図るため、専門性を活かしながら、複数の教職員が指導に関わる体制を構築する必要があります。につながる等、教育効果が見られます。~~
- 中学校区内の小中学校間で連携により、小学校卒業から中学校入学に向けて円滑な接続に取り組む必要があります。

### 施策の方向

保幼・小・中の期間を見通し、幼児期の教育と小学校教育、さらには中学校教育の円滑な接続が図れるよう子どもの育ちと学びの連続性を重視した教育を進めます。

特に、小学校入学当初においては幼児期に遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割を設定するなど、指導の工夫や指導計画を工夫します。

| 主な取組                    | 取組内容   | 担当課                       |
|-------------------------|--|---------------------------|
| 小学校高学年における専科指導・教科担任制の推進 | 教職員の専門性を活かした学力向上、多面的な児童理解や開かれた学級づくり、中学校への円滑な接続等、個に応じた多様な教育を推進するため、小学校高学年における専科指導・教科担任制に取り組む。   | 教育研修所                     |
| 小中一貫した教育活動の推進           | <del>小中9年間を見通した指導を行うために、各中学校区において、学校・家庭・地域がめざす子ども像を共有し、系統性・連続性を確保した社会に開かれた教育課程を実施する。編成し、学習法等を共有し互いに協力しながら指導の一貫性を図る。</del> また、学校間で学習方法等を共有し、指導の一貫性、系統性、連続性を図り、中学校区内の小中学校間で連携を図り、小学校卒業から中学校入学に向けて円滑な接続を図る。 | 学校教育課                     |
| 学校園所接続の推進               | 各中学校区で保育・授業参観、連絡会等の開催、出前授業や合同授業等を通して、情報交換や子どもの育ちと学びを教職員どうしが理解共有するなど、子どもの連続した育ちと学びを支援できるよう、学校園所間の接続を図る。   | 学校教育課<br>幼児教育振興課<br>保育振興課 |

## 5年間の目標

| 1 「確かな学力」の育成   |                                 |                     |   |
|--|---------------------------------|---------------------|---|
| 項目   | 現状                              | 目標<br>(令和8年度)       | 目標値の説明  |
| すべての教科における平均正答率<br>(全国学力・学習状況調査)                                 | (小6)<br>国語+1<br>算数+3            | すべての教科において、+6ポイント以上 | 全国学力・学習状況調査において、本市では、全国と比較して、-6ポイント以下を「下回る」、±0ポイントを「同程度」、±5ポイントを「大きな差は見られない」、+6ポイント以上を「上回る」としている。<br>小中学校ともに、すべての教科において、+6ポイント以上を目標値として設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小国語65、小算数75、中国語65、中数学57) |
|  | (中3)<br>国語+3<br>数学+6<br>(令和3年度) |                     |   |
| 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査) | (小6) 80.7%                      | (小6) 83%            | 学力向上のため、児童生徒自らが課題を発見し、解決に向けて主体的・対話的で深い学びの実現を図る。児童生徒の主体的・対話的で深い学びを表す指標として、現状値をもとに目標値を設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小78.2%、中81.0%)  |
|  | (中3) 79.6%<br>(令和3年度)           | (中3) 82%            |   |
| 「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査)                  | (小6) 71.2%                      | (小6) 77%            | 確かな学力を身に付けるため、子どもが主体的に学習に取り組む態度の育成が必要である。主体的に学習する子どもの状況を表す指標として、現状値をもとに目標値を設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小74.0%、中63.5%)   |
|  | (中3) 73.0%<br>(令和3年度)           | (中3) 79%            |   |

|                                    |                        |          |   |
|------------------------------------|------------------------|----------|---|
| 「理科が好き」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査) | (小6) 86.0%             | (小6) 92% | 理科教育において、確かな学力の定着を図るためには、理科への愛好度を高めることが重要である。理科への愛好度を表す指標として、現状値をもとに目標値を設定(3年毎の調査のため、現状値は平成30年度が最新)<br>※参考 平成30年度国平均(小83.5%、中62.9%) |
|                                    | (中3) 61.3%<br>(平成30年度) | (中3) 65% |   |

## 2 「豊かな心」の育成

近年、子どもたちのコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が課題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性の育成が求められています。

このような中で、子どもたちが基本的な生活習慣を身に付け、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。

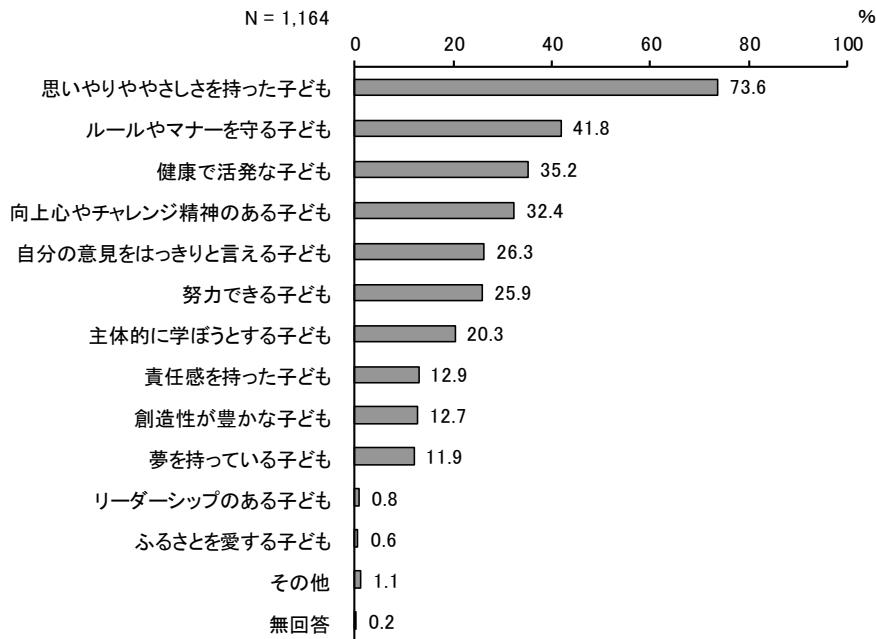
また、外国にルーツのある子どもや性的マイノリティ、障害のある子どもなど、多様な背景をもつ人々と豊かに共生するため、共に生きようとする意欲や態度を育成する必要があります。

### (1) 道徳性を育む教育

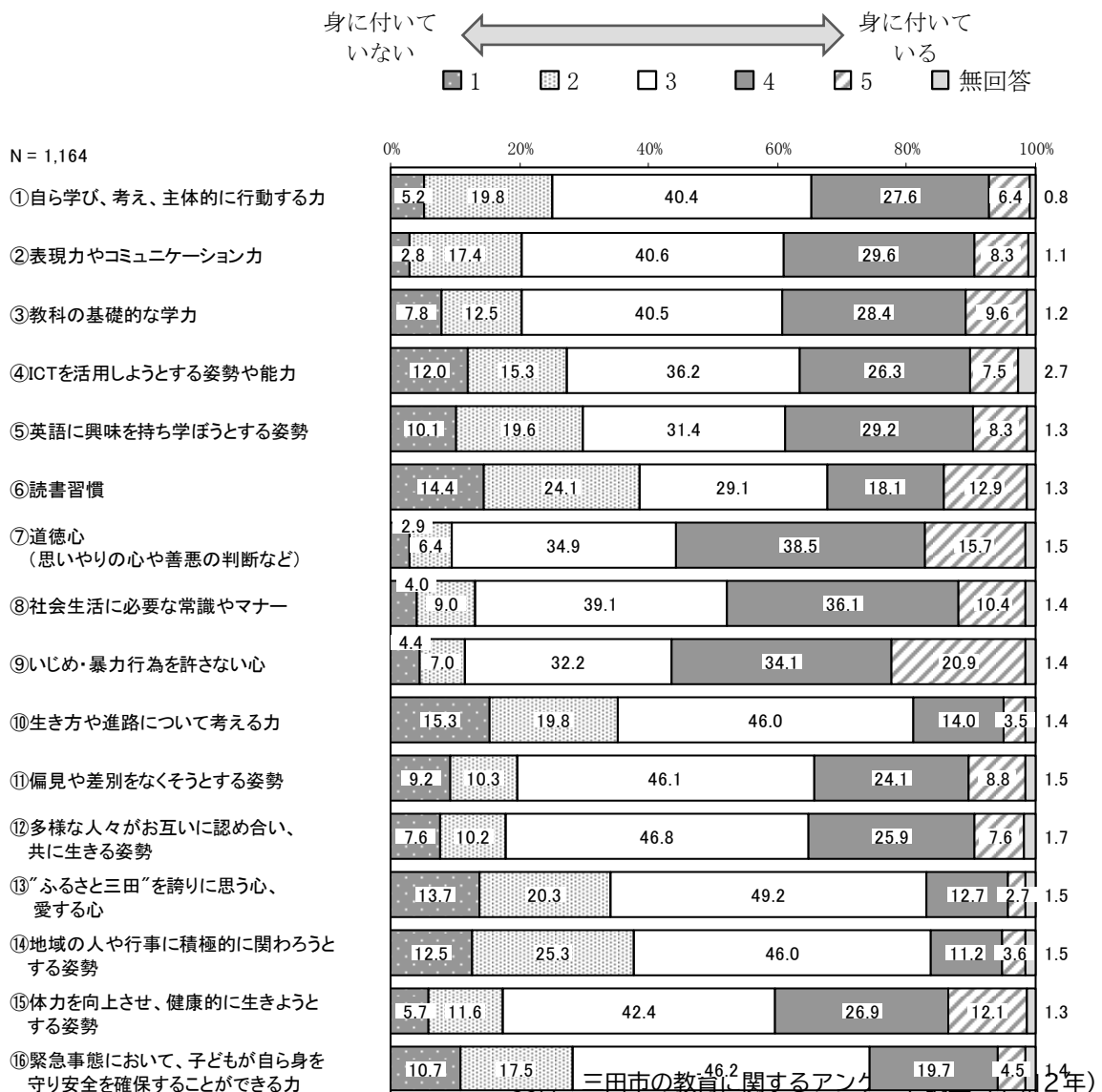
#### 現状と課題

- 全国学力・学習状況調査において、本市の結果では、「人が困っているときは、進んで助けている」「今住んでいる地域の行事に参加している」割合は年々増加しています。子どもたちの規範意識、自尊感情、主体的に判断し適切に行動する力を育むため、引き続き深く考え議論する道徳教育や人権感覚を育むための人権教育を推進するとともに、地域社会との様々な関わりを通して、子どもたちの思いやりや共生する心を育成することが必要です。
- アンケート調査【市民問 8】では、本市の子どもたちに望む姿について、「思いやりやさしさを持った子ども」の割合が最も高く、次いで「ルールやマナーを守る子ども」の割合が高く、おもいやりや社会生活での規律が求められていると考えられます。
- アンケート調査【市民問 10】では、本市の子どもたちに身に付いている能力や態度について「道徳心（思いやりの心や善悪の判断など）」「社会生活に必要な常識やマナー」の割合が高くなっており、他者を思いやる心が一定身に付いていると考えられます。

### 本市の子どもたちに望む姿について（市民）



### 子どもたちに身に付いている能力や態度について（市民）



## 施策の方向

子どもたちの規範意識、自尊感情、主体的に判断し適切に行動する力を育むため、家庭・地域と連携した道徳教育を推進します。

| 主な取組              | 取組内容   | 担当課   |
|-------------------|--|-------|
| 道徳科を要とした道徳教育の推進   | 道徳教育推進教職員を中心に、全教育活動における道徳教育の推進と、その要となる道徳科における教職員の授業力の向上を図るとともに、「兵庫県版道徳教育副読本」等を活用するなど、授業の充実を図る。 | 教育研修所 |
| 家庭や地域と連携した道徳教育の推進 | 授業参観やオープンスクールなどの機会を捉え、道徳科の授業を公開し、学校における道徳教育について家庭や地域の理解を得るとともに、積極的な連携を図る。                      | 教育研修所 |

## (2) 「共生」の心を育む教育

### 現状と課題

- 人権教育については、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、性的マイノリティ等、人権に関わるあらゆる課題に対して、学校教育を通じて、人権尊重の意識を高め、共に生きる心を育むことが必要です。
- 本市では、すべての人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現に向け、市民、事業者等並びに行政がそれぞれの役割分担のもと、一人一人ができることに取り組み、歩み続けることをめざし、「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」を制定します。(令和4年4月施行予定)
- 本市では、~~また~~、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加ができる共生のまちを実現することを目的とした「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」(略称：三田市障害者共生条例)を制定しています。幼少期から体験型の学習や障害のある人との交流の機会を提供することに努めていくことが必要です。
- 子どもが互いに尊重し合い、多様な背景をもつ人々と豊かに共生するため、多文化共生教育の充実が必要です。
- 教職員は、外国にルーツのある子どもや性的マイノリティ、障害のある子どもなど、配慮や支援が必要な子どもや人権課題への対応力の向上が求められています。

### 施策の方向

人権に関する理解と人権感覚の涵養を基盤に自他の人権を守り、人権課題の主体的

解決に向けた教育の推進に取り組みます。

国籍や民族の違いを認め合い、共によりよく生きようとする心情や態度を育成するための学習や交流機会の充実を図ります。

| 主な取組           | 取組内容  | 担当課   |
|----------------|---|-------|
| 人権教育の充実        | 「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」三田市人権施策基本方針を踏まえ、教育活動全体を通して、学校・家庭・地域と連携しながら人権教育を推進するとともに、人権意識の高揚や指導力向上につながる教職員研修を実施する。      | 学校教育課 |
| 福祉教育の推進        | 高齢者や障害のある人等を含むすべての人々が、地域の中で、自分らしく生活できる環境づくりの大切さを学ぶことができるよう障害者差別解消法や三田市みんなの手話言語条例、三田市障害者共生条例等の趣旨を踏まえ、体験等を交えながら福祉教育を推進する。 | 学校教育課 |
| 多文化共生教育の充実     | すべての子どもが、国籍や民族の「違い」を認め合い、多様な文化や価値観を受容・尊重して、共に生きようとする意欲や態度を育てる。  | 学校教育課 |
| 帰国・外国人児童生徒への支援 | 県の子ども多文化共生サポーターや市の外国人語学指導員の配置により、外国人児童生徒等への母語による学習支援や心のケア、日本語指導を充実させ、自己実現を支援する。   | 学校教育課 |

## 5年間の目標

| 2 「豊かな心」の育成   |                       |               |  |
|---|-----------------------|---------------|--|
| 項目  | 現状                    | 目標<br>(令和8年度) | 目標値の説明   |
| 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査) | (小6) 78.7%            | (小6) 85%      | 「豊かな心」の育成には、道徳教育の充実が欠かせない。そのために道徳教育の要となる道徳の授業において、児童生徒が自分自身や他者との対話を通し、自己の生き方について深く考えることや様々な教育活動の中で、児童生徒が学習したり体験したりすることを深く捉え直し発展させる学習の充実が大切である。自己を見つめる道徳科の学習を表す指標として、現状値をもとに目標値を設定。<br>※参考 令和3年度 国平均小 81.1% 中 86.2% |
|   | (中3) 84.3%<br>(令和3年度) | (中3) 87%      |  |
| 「自分には、よいところがあると思う」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査)                                 | (小6) 80.7%            | (小6) 90%      | 「豊かな心」を育む教育の推進により、自己肯定感の向上を図ることが必要である。自己肯定感を表す指標として、現状値をもとに目標値を設定。<br>※参考 令和3年度国平均 小 76.9% 中 76.2%   |
|   | (中3) 76.5%<br>(令和3年度) | (中3) 85%      |  |

|  |                     |         |  |
|--|---------------------|---------|--|
| 「いじめを受けたり、嫌なことがあつたりした時相談しない」と答える子どもの割合<br>（「いじめに関する生活アンケート」調査） | （小6） 7%             | （小6） 0% | アンケートは、毎年毎学期全学年で実施。現状の値については、令和2年3学期(小)は1～6年、(中)は1～3年の平均値。 |
|  | （中3） 11%<br>（令和2年度） | （中3） 0% |  |



### 3 「健やかな体」の育成

子どもの生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うためには、運動の習慣を身に付けることや、スポーツの楽しさを味わう体験が欠かせません。

そこで、体育の授業の充実を図るとともに、学校生活全般において、児童生徒の体力や運動能力の向上に向けたさらなる取組やスポーツに親しむきっかけづくりを行うことが必要です。

また、児童生徒が食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることで、生涯にわたる食生活習慣を育む食育を推進する必要があります。

さらに、子どもたちが自らの命と身を守り、安全に暮らしていく能力を身に付けるために、子どもが自ら身を守る能力を育成するため、防犯訓練や交通安全指導を行うなど、家庭・地域と連携した安全教育の推進が求められます。

防犯訓練や交通安全指導の充実を図るとともに、阪神淡路大震災や東日本大震災等を教訓に「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」防災・減災教育に取り組むことが必要です。

#### (1) 体力・運動能力の向上

##### 現状と課題

- 令和元年度全国体力・運動能力調査結果をみると、本市の児童生徒の体力は、全国平均とほぼ同程度といえます。学校における授業での活動や学びが、日常生活へと広がり、運動時間の増加や運動に対する愛好度の向上へとつながると考えられるため、学校生活全般において運動に取り組んでいくことが大切です。
- 「さんだっ子元気アッププログラム」や「キッピー体操」、「わくわく体操」を通じた体力・運動能力の向上の取組が効果的に行われており、引き続き、体育の授業で学んだ運動やスポーツを、日常生活の中で行う必要があります。そのためには、体育の授業の充実を図るとともに、学校園所生活全般においての体力や運動能力の向上に向けたさらなる取組を行うことが必要です。
- 全20小学校区に設立されている「スポーツクラブ21」では、地域におけるスポーツ推進の重要な担い手として、各クラブの状況に応じて活発にスポーツ活動が展開されています。引き続き、地域のスポーツ活動を通じて、子どもたちの仲間づくり、健康・体力づくりを進めていく必要があります。

小学校（５年生）の体力の状況

|              | 男子     |        |        | 女子     |        |        |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|              | 三田市    | 兵庫県    | 全国     | 三田市    | 兵庫県    | 全国     |
| 握力(kg)       | 16.70  | 15.82  | 16.37  | 16.13  | 15.44  | 16.09  |
| 上体起こし(回)     | 19.51  | 18.90  | 19.80  | 17.66  | 17.79  | 18.95  |
| 長座体前屈(cm)    | 33.45  | 32.14  | 33.24  | 38.06  | 36.34  | 37.62  |
| 反復横とび(点)     | 39.99  | 39.93  | 41.74  | 37.82  | 38.10  | 40.14  |
| 20mシャトルラン(回) | 47.44  | 50.08  | 50.32  | 36.07  | 39.74  | 40.79  |
| 50m走(秒)      | 9.35   | 9.38   | 9.42   | 9.68   | 9.66   | 9.64   |
| 立ち幅とび(cm)    | 153.73 | 150.86 | 151.45 | 146.38 | 143.87 | 145.68 |
| ソフトボール投げ(m)  | 21.60  | 21.83  | 21.61  | 13.26  | 13.02  | 13.61  |

中学校（２年生）の体力の状況

|             | 男子     |        |        | 女子     |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 三田市    | 兵庫県    | 全国     | 三田市    | 兵庫県    | 全国     |
| 握力(kg)      | 26.95  | 27.86  | 28.65  | 23.25  | 23.51  | 23.79  |
| 上体起こし(回)    | 26.00  | 26.35  | 26.96  | 22.58  | 23.05  | 23.69  |
| 長座体前屈(cm)   | 40.11  | 41.09  | 43.50  | 44.31  | 44.19  | 46.32  |
| 反復横とび(点)    | 51.45  | 51.19  | 51.91  | 47.17  | 47.03  | 47.28  |
| 持久走(秒)      | 383.00 | 393.95 | 398.98 | 281.81 | 288.13 | 289.82 |
| 50m走(秒)     | 7.94   | 8.05   | 8.02   | 8.65   | 8.82   | 8.81   |
| 立ち幅とび(cm)   | 189.66 | 192.08 | 195.03 | 169.58 | 169.45 | 169.90 |
| ハンドボール投げ(m) | 20.17  | 19.68  | 20.40  | 13.52  | 12.34  | 12.96  |

※ 兵庫県・全国とも上回っている項目は色付け。

資料：令和元年度全国体力・運動能力調査

## 施策の方向

生涯にわたり、心身共に健康で活力ある生活を送るために、体育の授業の充実を図るとともに、学校生活全般において、児童生徒の体力や運動能力の向上に向けた取組を行います。

また、全国体力・運動能力等調査の結果等を踏まえ、子どもの体力・運動能力の向上に向けた取組とともに、学校と連携した地域スポーツ活動を支援します。

子どもたちがスポーツを通じて、夢や希望をもてるよう仲間づくりや交流の機会の充実のほか、プロスポーツ、全国レベルの大会など、トップレベルのアスリートにふれることでスポーツ・運動に関心の高い子どもを育てます。

| 主な取組                      | 取組内容   | 担当課     |
|---------------------------|--|---------|
| 市立幼稚園における「しなやかな体と心づくり」の推進 | 芝生園庭や「わくわく体操」を基盤に、友だちと一緒に取り組む中で、多様な体の動きを習得するとともに、自分なりの目標をもって取り組もうとする意欲を高めたり、達成感を味わうたりするなど、「しなやかな体と心」を育む。                   | 幼児教育振興課 |
| 体力向上の取組の推進                | 「さんだっ子元気アッププログラム」の取組を推進するとともに、小学校の体育授業時に専門性に優れたサポーターを派遣し、児童生徒の体力・運動能力の向上をめざす。また、体育授業だけでなく、「キッピー体操」など、日常生活における体力向上の取組を推進する。 | 教育研修所   |
| アスリートとふれ合う機会の創出           | トップアスリート等とのふれ合う機会を設け、子どもたちに「夢や希望」をもってスポーツに取り組む意欲や向上を図るスポーツ「夢」プロジェクトを進める。   | 文化スポーツ課 |
| 地域スポーツ活動の支援と連携強化          | 「三田市スポーツ推進基本計画」に基づき、地域のスポーツ団体を通じて、仲間づくりや子どもの健康・体力づくり、競技者の育成等を進めるとともに、地域のスポーツ活動での部活動の補完や連携を進め子どものスポーツの推進に取り組む。              | 文化スポーツ課 |
| スポーツ学習講座等の情報提供            | 子どもの体力向上やスポーツに親しむ機会につなげるため、各種スポーツ教室や体験講座等に関する情報提供を一層推進し、参加者の増加を図る。   | 文化スポーツ課 |

## (2) 食育・健康教育

### 現状と課題

- 偏った栄養摂取や朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が全国的に深刻化しています。心身の健やかな成長は、規則正しい食習慣と生活習慣が密接に関連しており、朝食を規則正しくとることや、早寝

早起きなどの生活リズムを整えることは大変有効です。また、子どもたちが食事の大切さ、喜び、楽しさを知ること、心身の成長や健康の保持の増進を図るとともに、食に関する正しい知識の習得と望ましい食習慣の形成につながるよう学校・家庭・地域と連携しながら、様々な食育の取組を推進する必要があります。

- 安全・安心な学校給食を提供するため、日頃から施設の適切な管理・運営に努めるとともに、日常的な衛生管理等の徹底が必要です。
- 子どもたちの生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症への対応と教訓から、密を避けるなどの感染予防や手洗いなどの清潔保持の経験を通じて、自分の身を守ることや予防について子どもたちの意識が高まっています。子どもたちがこれまでにない成長をしています。

### 施策の方向

子どもたちが食事の大切さ、喜び、楽しさを知ること、心身の成長や健康の保持の増進を図るとともに、食に関する正しい知識の習得と望ましい食習慣の形成につながるよう学校・家庭・地域と連携しながら、様々な食育の取組を推進します。

心身の健やかな成長は、規則正しい食習慣と生活習慣が密接に関連しており、朝食を規則正しくとることや、早寝早起きなどの生活リズムを整えることは大変有効です。

また、食べ残しなどの問題や食が多くの人に支えられていることを通して、食から環境を考えることは、食に関心を持ち、食に対する感謝や食文化等を含めた食の大切さを知る機会となります。健全な食生活を実践することができるよう家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、食育や学校給食（地産地消）を通じた心身の健康保持増進を推進します。

新型コロナウイルス感染症の対応経験を踏まえ、未知のウイルスの対応についても想定し、感染症予防のための指導やアレルギー疾患への対応について、引き続き研修や対応マニュアルを引き続き充実するとともに、教職員のアレルギー知識の周知、学校園所での感染症対策の向上、徹底を図っていきます。さらに、家庭・地域と連携した学校保健活動を推進し、生涯にわたる健康の基礎を培う健康教育の充実を推進します。

| 主な取組  | 取組内容   | 担当課            |
|-------|--|----------------|
| 食育の推進 | 「三田市の学校・園における食育推進計画」に基づき、学校・幼稚園における食育を体系的に推進する。また、三田の食の魅力を発見し、食に対する関心を高めるため、「食べチャオさんだ！」を合言葉に食育推進事業を展開し、郷の恵みへの感謝の心や望ましい食習慣等、食を通じた健やかな体の育成を図る。 | 学校教育課<br>学校給食課 |

| 主な取組              | 取組内容   | 担当課   |
|-------------------|--|-------|
| 地産地消の推進           | 市内の農産物や食文化への関心を高めるため、JA学校給食部会の協力のもと、三田の特産品や地場野菜を学校給食に積極的に取り入れ、地産地消を推進する。   | 学校給食課 |
| 学校給食の安全・安心の確保     | 国の定めた「学校給食衛生管理マニュアル」や本市の「学校給食異物混入対応マニュアル」、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」等に基づき、食材の購入から調理、給食の提供に至る各工程において、施設・人の衛生面を含め、学校給食の安全管理を推進する。 | 学校給食課 |
| 学校給食の異物混入未然防止     | 給食センターをはじめ、食材の納入や米飯・パンの調理提供等に携わる事業者と異物混入などの事案や改善策などの情報を共有し、食中毒や異物混入等の事故の未然防止を図る。   | 学校給食課 |
| 感染症予防のための能力・態度の育成 | 新型コロナウイルス感染症については、「学校における新型コロナウイルス感染症予防について」を随時見直し、感染拡大防止を図るとともに、インフルエンザ、風疹、麻疹等感染症に対しての正しい知識と理解をもとに、予防する能力や態度の育成を図る。         | 学校教育課 |
| 健康教育の充実           | 継続的に健康診断等を実施するとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育及び感染症やアレルギー疾患に関する教育、疾病予防等について学校医等との連携を図りながら、正しい理解と行動につながる健康教育の充実を図る。                        | 学校教育課 |

### (3) 安全・防災教育

#### 現状と課題

- 自他の生命尊重を基盤として、子どもが自ら主体的に行動し、他の人や社会に貢献できる資質・能力を育成するとともに、子どもの安全を確保するための環境を整えていく必要があります。
- 防災教育を通じ、かけがえのない自分の命を守るとともに、災害を他人事ととらえず、被災した人々の思いに寄り添えるような子どもを育てることが必要です。  
また、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとし、近年、頻発している地震や台風被害、土砂災害等の経験や教訓を語り継いでいくとともに、様々な場面や状況での災害を想定し、子どもたちが、防災・減災意識を高め、自らの身は、自らで守るという意識を定着させていくことが必要です。
- 心と体は自分のものであって、尊重されなければならないことを知るために、生命の尊さや素晴らしさを児童生徒に伝え、性犯罪・性暴力の被害者にも加害者にもならないように取り組む必要があります。

## 施策の方向

自ら身を守る能力や態度を育成する防犯教育とともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献する意欲を育む安全教育に取り組みます。

また、様々な場面や状況での災害を想定し、被害を最小限に減らす減災意識の向上や災害から自らの生命を守るための知識や技能を習得し、判断力、行動力を育成するとともに、災害の経験と教訓を継承し、人間としてのあり方、生き方を考えさせる防災・減災教育に取り組みます。

| 主な取組                   | 取組内容   | 担当課   |
|------------------------|--|-------|
| 安全教育の充実                | 子どもが自ら身を守り安全を確保する能力を育成するため、防犯訓練や交通安全教育、AEDを扱う命の教育を行うなど、家庭・地域と連携して子どもの安全を確保する取組を推進する。   | 学校教育課 |
| 防災・減災教育の充実             | 震災等の教訓を踏まえ、 <del>副読本「明日に生きる」等の活用や体験活動等を通して、</del> 災害から自分自身や家族の生命を守るため主体的に行動する力（「自助」）を培う。また災害時、学校には安全確保のため避難所が設置されることを踏まえ、その上で、災害時に自ら地域の一員としての自覚をもって、隣人や地域の方々と助け合って行動しようとする態度（共助）を育成する。また、 <del>児童生徒が災害による心的ストレスの対処ができるよう心のケアに関する指導を充実する。</del> | 学校教育課 |
| 生命（いのち）を大切に<br>する教育の推進 | 児童生徒の発達段階に応じて、性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう「生命を大切にする」安全教育を推進する。その上で、性暴力の根底にある誤った行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を育成する。   | 学校教育課 |

## 5年間の目標

| 3 「健やかな体」の育成  |                     |               |  |
|---|---------------------|---------------|--|
| 項目  | 現状                  | 目標<br>(令和8年度) | 目標値の説明   |
| 「運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか」の肯定的回答の割合<br>(全国体力・運動能力、運動習慣等調査) | (小5) 92%            | (小5) 92%      | 小・中学校における体育授業の改善、充実を図り、一人一人の体力などに応じた指導等、体育・スポーツ活動を充実させ、運動への興味・関心を高めるとともに、体を動かす楽しさや心地よさを実感させ、運動習慣の定着を図るため現状値をもとに目標値を設定。 |
|   | (中2) 85%<br>(令和元年度) | (中2) 88%      |  |

|   |                       |          |   |
|---|-----------------------|----------|---|
| 「朝食を毎日食べている」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査) | (小6) 96.9%            | (小6) 98% | 朝食の欠食は、子どもの体調不良等、健康面に大きな影響を及ぼす。食を通じた健やかな体の育成を図るための指標として、目標は現状値をもとに設定。<br>※参考 令和3年度国平均 (小94.9%、中92.8%) |
|   | (中3) 93.5%<br>(令和3年度) | (中3) 96% |   |
| 地場野菜使用率                                 | 31.3%<br>(令和2年度)      | 35.0%    | 地元農産物を学校給食に多く取り入れることが必要である。地産地消の推進に向けた指標として、地場野菜使用率を目標に設定。  |

## 4 一人一人が大切にされる教育の充実

特別な支援が必要な子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが求められています。同時に子どもたちが共生社会の一員として、互いに尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合う態度を養うことが重要です。

そして、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校等への対応として、組織的な対応の徹底及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用した計画的かつ継続的な支援を進めていくことが必要です。またDV、ネグレクト、貧困、ヤングケアラーなどの状況におかれている子どもたちに対して、スクールソーシャルワーカーや福祉部局との連携を図ることが必要です。

さらに、就学や進学における保護者の経済的負担の軽減についてや教育の機会均等を確保するための適切な支援を行っていく必要があります。

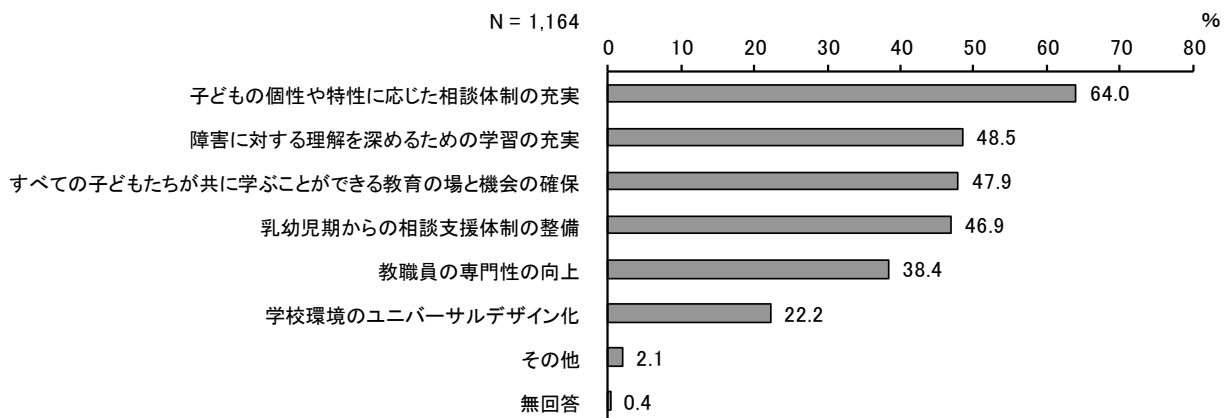
### (1) 特別支援教育

#### 現状と課題

- 本市では、共生社会推進プログラムを策定し、障害のある人もない人も「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」をめざしています。~~障害のあるなしに関わらず、子ども一人一人が~~人格と個性を尊重し、支え合い、多様なあり方を誰もが相互に認め合える共生社会をの実現させるためには、~~に向け、インクルーシブ教育システムの構築が不可欠です。~~共に学び合う交流及び共同学習の充実を図り、教育活動全体を通して、互いの成長を認め合えるように実践的に教育活動を進めていくことが求められています。重要です。
- 特別な支援の必要性に関係なく、子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じて学びを最適化し、互いの成長を認め合える機会を増やしていくことが必要です。
- アンケート調査【市民問 14】では、特別支援教育の充実のために必要な取組について「子どもの個性や特性に応じた相談体制の充実」の割合が最も高くなっています。次いで「障害に対する理解を深めるための学習の充実」「すべての子どもたちが共に学ぶことができる教育の場と機会の確保」の割合が高く、多様な交流活動を計画的かつ、継続的に進めること、共に学ぶ環境や仕組み（インクルーシブ教育システム）を整備することのインクルーシブ教育システム構築の重要性がうかがえます。



### 特別支援教育の充実のために必要な取組について（市民）



資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

### 施策の方向

共生社会の実現をめざし障害のあるなしに関わらず、人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を誰もが相互に認め合える共生社会の実現に向け、「共に学び、共に育つ」教育を推進します。インクルーシブ教育システムの構築を推進し、子ども一人一人の自立と社会参加をめざし、~~に向け、~~支援を必要とする子どもの発達の状態や特性、個々の教育的ニーズを把握して効果的な指導支援の充実を図ります。そのために、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業や学校環境の整備等、また、~~授業のユニバーサルデザイン化等、~~すべての子どもが安心して学べるよう教職員の特別支援教育に係る理解を深め、指導力の向上を図ります。

~~さらに、また、~~関係機関や専門家の連携・協働し、校種間の円滑な引き継ぎを行い、発達段階の連続性を大切にした支援体制や相談体制の充実に努めます。るとともに、

さらに、医療的ケアを含む多岐にわたる教育的ニーズに応えることができるよう、連続性のある「多様な学びの場」の整備と充実を図ります。

| 主な取組                          | 取組内容  | 担当課   |
|-------------------------------|---|-------|
| 就学前から卒業後までを見通した個別の指導計画等の作成と活用 | 支援が必要な子どもについて、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するとともに、医療、家庭、福祉等との横連携及び、進学、就職時等の縦連携に「サポートファイル」を活用し、切れ目ない一貫した支援の充実を図る。 | 教育支援課 |

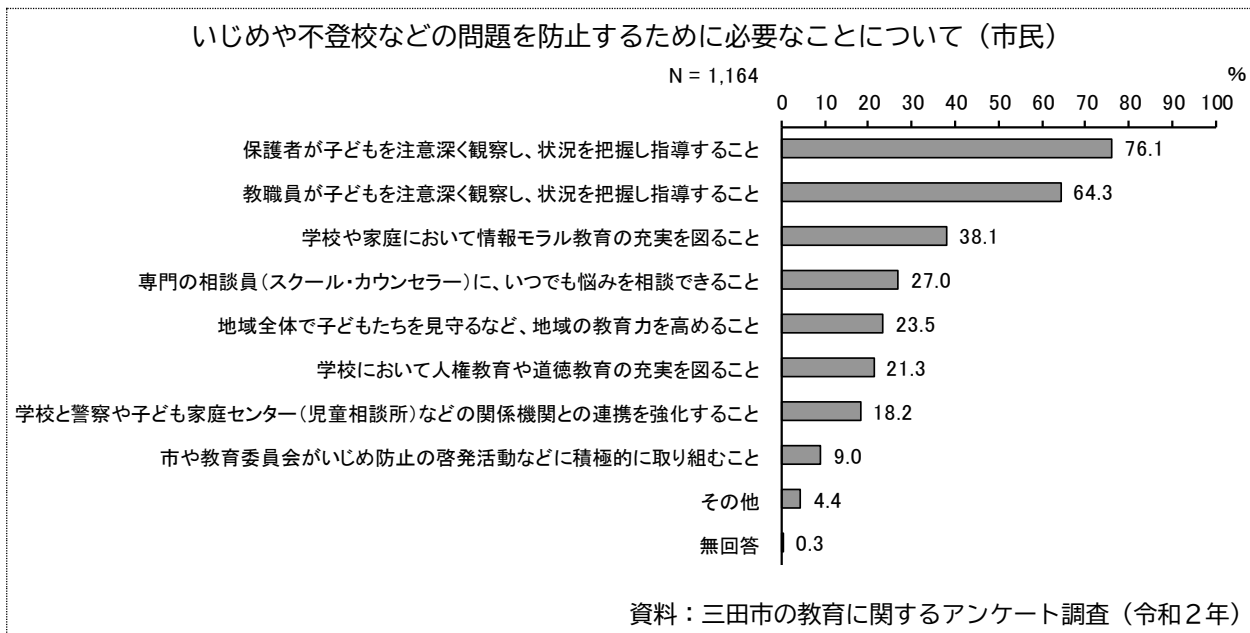
|                   |  |       |
|-------------------|--|-------|
| 特別支援教育相談の充実       | 就学に関する早期からの相談等、より多様な相談に対応すべく、「特別支援教育サポートセンター」の専任コーディネーター並びに外部専門員や三田市教育相談支援チーム相談員の専門性を活かし、相談の充実を図る。                                 | 教育支援課 |
| 特別支援教育研修の充実       | すべての教職員の特別支援教育に係る理解を深めるとともに、特別支援学校教員・特別支援学級担任や特別支援教育支援員等の専門性と指導力の向上を図るため、ニーズに応じたより実践的な内容の研修を実施する。                                  | 教育支援課 |
| 通常の学級における指導・支援の充実 | 校内支援体制を整備し、共通理解のもと、発達障害等により通常の学級において、特別な支援を要する子どもに対し、実態に応じた指導支援を行うとともに、特別支援教育指導補助員による教育的支援や通級指導教室における自立に向けた指導の充実を図る。               | 教育支援課 |
| 共に生きる教育の推進        | 障害のある子どもとない子どもが、共に学ぶことを通して互いを理解し、協力して生きていく態度を育成する。特別支援アシスタントや指導員等の教育的支援の充実を図り、子ども一人一人の教育的ニーズに対応しながら、小中学校や特別支援学校での交流及び共同学習を充実するさせる。 | 教育支援課 |

## (2) 生徒指導・相談体制の充実

### 現状と課題

- すべての子どもが「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」ようになるため、いじめを許さない学級づくり、生徒指導、子どもの育成に一層取り組む必要があります。また、いじめや不登校、SNS上の犯罪などに等々の対応、さらにはSNS犯罪への対応など、組織的な対応をの徹底するため及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用した計画的かつ継続的な不登校児童生徒への相談・支援体制が必要です。
- 福祉的な支援を要する児童生徒やあすなろ教室・別室登校を併用する児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーと連携した効果的な支援を推進することが必要です。また、経済的な支援を必要とする家庭については、継続して助成を行い、保護者の経済的な負担の軽減を図ることが必要です。
- DV、ネグレクト、貧困、ヤングケアラーなど子どもたちが主体的に学ぶ上で、新たな課題が顕在化しています。スクールソーシャルワーカーなどの支援による学校と保護者との取組だけでは解決できないような状況にあり、よりきめ細やかな対応が求められています。
- アンケート調査【市民問13】では、いじめや不登校などの問題を防止するために必要なことについて、「保護者が子どもを注意深く観察し、状況を把握し指導する

こと」の割合が最も高く、次いで「教職員が子どもを注意深く観察し、状況を把握し指導すること」の割合となっていることから、子どもたちに日々関わっている大人が「いじめは絶対に許さない」といった意識と、子どもの小さな変化も見逃さないことが重要であることがうかがえます。



## 施策の方向

今後も、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生み出す構造的な課題に目を向け、いじめの未然防止をめざした組織的な取組を進め、すべての子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めます。

また、DV、ネグレクト、貧困、ヤングケアラーなどの状況におかれている子どもたちに対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、実施主体となる福祉部局と密接に連携しながら、家庭・地域での子どもたちの学びの環境改善に努めます。

~~また、すべての児童生徒が安全・安心に学校に通学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、校内支援体制を整備するとともに、~~

さらに家庭・地域・関係機関等と緊密に連携して、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校等に迅速かつ的確に対応します。さらに、初期対応による「新たな不登校児童生徒を生まない」取組を進めることで、増加傾向にある不登校の予防に努めます。

| 主な取組                    | 取組内容   | 担当課            |
|-------------------------|--|----------------|
| 生徒指導の充実                 | 組織的に、いじめ・不登校・問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、予防を目的とした生徒指導と相談体制の強化、学校園所連携の充実を図る。また、 <del>教職員が SNS 上のインターネット上のいじめやトラブルに対応できるよう、するために、研修会等を実施し、</del> 情報モラルに関する <del>教職員の</del> 指導力の向上を図る。 | 学校教育課          |
| 教育相談の充実                 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どものサポーター、関係機関、保護者との連携により、児童生徒一人一人の思いに共感し、大切にできるようチームとしての教育相談体制の充実を図る。  | 学校教育課          |
| 不登校対策の充実                | 不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、三田市あすなろ教室をはじめ、民間施設（フリースクール）への通所や家庭でのICTを活用した学習を指導要録上出席として取り扱う等、対策を充実する。   | 学校教育課          |
| スクールソーシャルワーカーと連携した支援の推進 | 児童生徒の生活環境の課題に対し、福祉的な視点からの支援を充実 <del>するさせる</del> ため、スクールソーシャルワーカーとの連携を推進する。   | 学校教育課          |
| 福祉部局と連携した効果的な支援         | 福祉的な支援を要する児童生徒に対して、第2期三田市子ども・子育て支援事業計画に掲げる施策の実施等により、効果的な支援につながるようスクールソーシャルワーカーや福祉部局との連携を図る。  | 学校教育課<br>教育支援課 |

### (3) 教育の機会均等 保護者の経済的負担の軽減

#### 現状と課題

- 就学困難な児童生徒について、学用品費、給食費、修学旅行費などを支給することにより、経済的な負担を軽減し、就学を支援しています。
- 遠距離通園通学をする園児児童生徒について、通園通学費を支給することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図っています。
- ~~経済的な理由により就学困難な児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等の経済的な負担の軽減を図る必要があります。~~

#### 施策の方向

経済的な理由により就学困難な児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等に対して、学校教育に必要な費用の支援を継続して実施します。

また、国等の動向を注視しながら、支援内容の充実に取り組みます。

これらにより、保護者の経済的な負担の軽減を図るとともに、学校教育の円滑な実施を図ります。

| 主な取組                 | 取組内容  | 担当課              |
|----------------------|---|------------------|
| 就学援助費及び高等学校等入学支援金の支給 | 経済的な理由により就学困難な小中学校等の児童生徒の保護者に対して、新入学学用品費、学用品費、給食費、修学旅行費等を支給する。また、高等学校等入学の際に必要な費用の一部を支給する。 | 教育支援課            |
| 遠距離通園・通学費の補助         | 市立の幼稚園及び小中学校に遠距離通園・通学する園児・児童・生徒の保護者に対して、通園・通学費を補助する。                                      | 教育支援課<br>幼児教育振興課 |
| 特別支援教育就学奨励費の支給       | 市立の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、新入学学用品費、学用品費、給食費、修学旅行費等を支給する。                             | 教育支援課            |

### 5年間の目標

| 4 一人一人が大切にされる教育の充実                                    |                       |               |  |
|---|-----------------------|---------------|--|
| 項目  | 現状                    | 目標<br>(令和8年度) | 目標値の説明   |
| 特別支援教育研修講座受講者数<br>(年間延べ人数)                            | 131名<br>(令和2年度)       | 300名          | 特別な支援を要する子どもへの指導・支援の充実を図るため、教職員の専門性の向上は重要である。各校園所から教職員の25%が毎年受講し、年間300名以上の受講者数を目標として設定。                            |
| 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査) | (小6) 98.6%            | (小6) 100%     | 子ども一人一人が安心して日々の学校生活を送ることができるために、いじめを許さない学級づくり、子どもの育成に取組、いじめを否定する子どもの割合100%を目標として設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小96.8%、中95.9%) |
|   | (中3) 94.6%<br>(令和3年度) | (中3) 100%     |  |
| 不登校児童生徒・保護者が関係機関に相談・支援を受けている割合                        | —                     | 100%          | 不登校児童生徒や保護者が、学校のほかにも関係機関等に相談し、多様な支援を受けることが、再登校を含む社会的自立に有効なため、目標として設定。  |

## 5 社会的自立に向けた教育の推進

高度情報化など、社会変化が急速に進む中で、子どもがその変化を前向きに捉え、持続可能な社会の創り手として、社会的・職業的自立に向けて他者と連携・協働して社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切に環境を保全する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養うことが求められています。

また、主権者として社会の中で、自立し他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域での課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことのできる力を身に付けていく必要があります。

そして、グローバル化が進む社会の中で、**国際理解教育を推進し、多文化共生教育の充実や外国語（英語）によるコミュニケーション能力や問題解決能力、情報活用能力を高める育てる**とともに、我が国や郷土の伝統文化を知り、そのよさを尊重する態度を育み、ふるさとを愛する心を育むことが必要です。

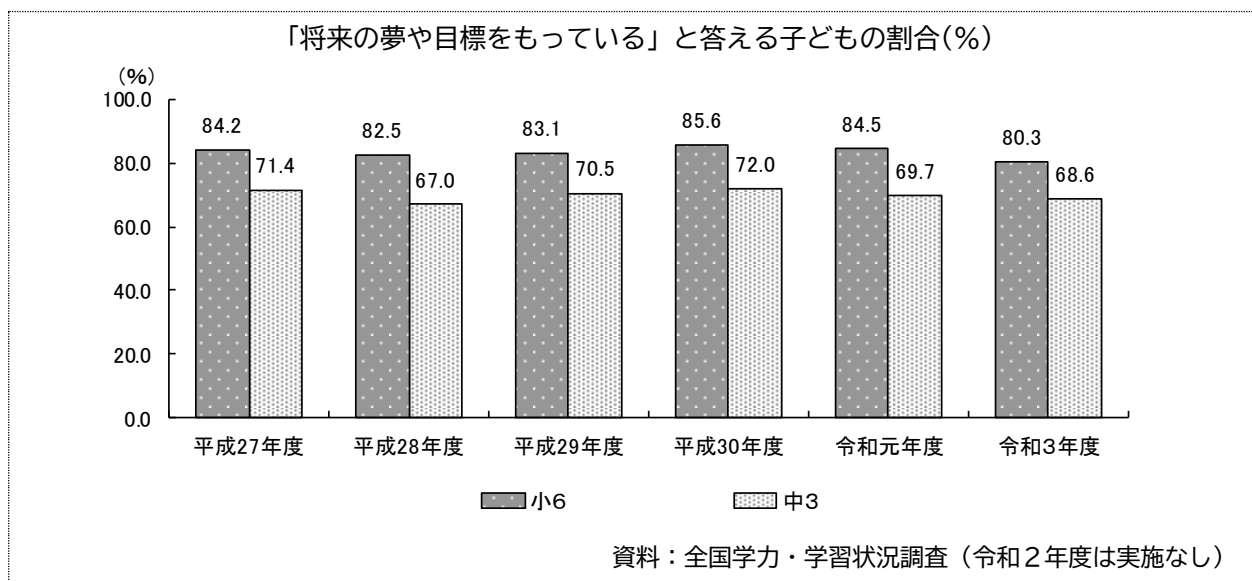
### (1) キャリア形成と自己実現を図る教育

#### 現状と課題

- 全国学力・学習状況調査において、本市では「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合は、小学6年生で約8割、中学3年生で約7割となっています。子どもたちが学びの原動力となる夢や目標を持ち、自分らしい生き方を実現するためには、発達段階に応じ、県が作成したキャリアノート等を活用し、キャリア教育の充実を図る必要があります。
- トライやる・ウィーク等の活動において、ほとんどの生徒が充実したと感じており、仕事をする上で必要な知識やスキルを習得し、社会性などを知るきっかけとなっています。また、地域のよさやふるさとの恵みにもふれることができ、トライやる・ウィークをはじめとした学校・家庭・地域が連携したキャリア教育を進めることが必要です。
- 環境や生命を大切に思う気持ちを育み実践へとつなげていくために、カリキュラム・マネジメントによる教科横断的な学習や問題解決的な学習によって、環境学習を展開することが必要です。また、学習に当たっては、多様な見方や考え方に触れながら、主体的に問題を解決しようとする力を育むことが必要です。
- さまざまな社会変化や自然災害をはじめとする環境変化を避けられない現代社会において、自己実現に向かって主体的にキャリアを形成していくには、困難や逆境

を体験してもそこから再び立ち上がっていける力（レジリエンス）を育むことが求められます。積極的・主体的なキャリア形成の実現に向けては、日常生活の中でも、失敗やストレスを避けるのではなく、挫折したとしても、そこから立ち直っていける力を育むことが肝要となります。

- 生徒の約 9 割が運動部活動・文化部活動のいずれかに入部し、多様な人との好ましい人間関係の構築を図り自己肯定感を高めるなど、社会性を育むことができます。引き続き、「三田市中学校部活動ガイドライン」に則り、家庭・地域・関係団体等と連携し、一人ひとりの社会的自立に向けて必要な能力や態度を育てる取組を進める必要があります。



## 施策の方向

子どもたちが、~~将来・社会的・職業的に自立し~~、社会の中で、自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するために、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育の充実に取り組み、子どもが自ら学び、自身の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

環境体験事業や総合的な学習の時間等において、三田の豊かな自然や豊富な学習資源等を活用し、~~施設環境と連携し~~、環境保全に対する理解と関心を深めます。具体的な行動に結びつけられるような環境教育を推進することで、子どもたちのコミュニケーション能力や問題解決能力の育成を図ります。

また、多様な学びの場として魅力ある持続可能な部活動を推進し、~~することで~~、生徒自身が仲間と連携協働することで目標達成に挑み、自己肯定感を高め生徒の自己理解・自己管理能力や課題対応能力の育成を図ります。

| 主な取組                   | 取組内容   | 担当課   |
|------------------------|--|-------|
| キャリア教育推進体制の整備          | 学校におけるキャリア教育の目標を、「 <del>夢や希望をもって、前向きに自分の将来をデザインしようとする意欲を高める</del> 」、「 <del>学ぶことや働くことの意義を理解し、変化の激しい時代を主体的に生き抜く力を育む</del> 」、「 <del>様々な人々と積極的に対話し、互いに協力して課題に取り組む態度を育てる</del> 」という視点で明確にして、 <del>全体計画を作成する</del> 。その上で、組織的・系統的な推進体制を整備し、教育活動全体を通じて、キャリア形成と自己実現を図る。 | 学校教育課 |
| キャリアノート、キャリア・パスポートの活用  | キャリア教育を通して、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する能力を育成するため、 <del>従来の「キャリアノート」等と併せて</del> 「キャリア・パスポート」を活用し、小学校から高等学校まで <del>引き継いでいけるよう系統立てた切れ目のない</del> 指導の充実を図る。  | 学校教育課 |
| キャリア教育に関わる体験活動の充実      | 「体験型環境学習」、「自然学校」、「わくわくオーケストラ教室」、「トライやる・ウィーク」、「特別支援学校交流・体験チャレンジ事業」等の体験活動をキャリア教育の核として、自己の可能性や適性の理解、自己有用感等の獲得、学ぶことの意義の理解と学習意欲の向上等のため、体験活動の充実を図る。  | 学校教育課 |
| 家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進 | 子どもたちを取り巻く学校・地域の現状や課題について、学校と学校外の関係者で共通理解を図り、「地域の教育力」を活用して、学校と家庭・地域と連携・協働したキャリア教育を推進する。  | 学校教育課 |
| 環境教育を通じた問題解決能力の育成      | <del>有馬富士自然学習センターや人と自然の博物館、地域の活動団体と連携し、身の周りの自然やこれらを取り巻く</del> 環境問題について、体験的に関わる活動や問題解決的な学習を通して、自然環境を大切にしようとする心情を育むとともに、自然と調和のとれた社会の創造に向けて、他者と協働し、 <del>多様な視点をもとに、よりよ</del> 良い問題解決を図る力を育成する。   | 教育研修所 |
| 部活動による個性の伸長            | スポーツや文化芸術等の体験活動を通じて、自分自身の可能性について自己理解・自己管理能力を深め、他者とのかかわりの中で、責任感、連帯感の涵養を図り、好ましい人間関係を育む。また、部活動指導員など地域の教育力を効果的に活用するとともに、学校の実状に応じ、複数の学校による合同チームの実施等、持続可能な部活動運営のための体制整備に努める。   | 学校教育課 |



## (2) グローバル化に対応した教育

### 現状と課題

- グローバル化の進展に伴い、国際理解教育を推進し、他国の言語や文化、多様な考え方や生き方に触れる機会を充実させていくことや、問題解決能力を育成することが必要です。
- ~~グローバル化の進展に伴い、また、多様な国籍やルーツ文化をもつ人たちとつながり、交流するためのコミュニケーション能力が求められていることから、ALT や外国語活動サポーターをの活用するなど、現在の取組のよさを活かしながら、外国語教育・(英語教育) 教育や他国の文化を知る機会をより充実させていくことが必要です。~~
- 将来、国際社会で活躍する子どもを育成するためには、国際的な視点を活かした教育とともに、我が国や郷土の伝統や文化を知り、そのよさを継承・発展するさせるための教育を充実することが必要です。
- 「ふるさと学習」や友好都市交流事業などの発達段階に応じた地域の自然や歴史、文化、人々の営みにふれる体験活動等を通じて、三田の伝統文化を大切にし、ふるさとを愛する心を育むことが必要です。

### 施策の方向

グローバル化が進展する社会の中で、国際的な視野に立って主体的に行動するために必要な資質・能力や異なる言語や文化、価値観などを尊重する態度の育成に取り組みとともに、外国語(英語)によるコミュニケーション能力や問題解決能力を育成し、様々な分野でグローバルに活躍する人材を育てます。

~~グローバル化が進展する社会の中で、国際的な視野に立って主体的に行動するために必要な態度や能力を育成し、外国語(英語等)によるコミュニケーション能力や情報活用能力を育成するとともに、異なる文化や価値観などを尊重する姿勢の育成に取り組み、様々な分野でグローバルに活躍する人材を育てます。~~

日本の伝統文化をの体験的に学ぶことを通して、ふるさとを大切に思う心や伝統文化を尊重する態度を育みます。

本市の地域の自然や歴史、文化、人々の営みにふれる体験活動を通じて、ふるさとに対する愛着や誇りを育むとともに、多様な文化に対する理解を深め「さんだっ子」としてのアイデンティティを育てる教育を推進していきます。

| 主な取組               | 取組内容  | 担当課            |
|--------------------|---|----------------|
| 外国語・(英語教育等)教育の推進   | 就学前から中学校までの期間を見通し発達段階に応じて、外国語・(英語教育)教育を推進する。小中学校においては言語活動を通して、「聞く」「読む」「話す〔やり取り〕」「話す〔発表〕」「書く」の4技能5領域を総合的に育成する。外国語(英語教育等)教育の一層の充実に向けて小中連携を推進する。 <b>順番入替</b> | 教育研修所          |
| 国際理解教育推進事業         | 三田市国際交流協会等と連携を図り、様々な言語や文化に触れる機会を充実させるとともに、体験的な学習を取り入れ、国際的視野に立って持続可能な社会を実現するために必要な資質・能力を育成する教育を充実する。 <b>順番入替</b>   | 学校教育課          |
| 外国語・(英語教育等)教育の推進   | 就学前から中学校までの期間を見通し発達段階に応じて、外国語・(英語教育)教育を推進する。小中学校においては言語活動を通して、「聞く」「読む」「話す〔やり取り〕」「話す〔発表〕」「書く」の4技能5領域を総合的に育成する。外国語(英語教育等)教育の一層の充実に向けて小中連携を推進する。             | 教育研修所          |
| 伝統や文化に関する教育の推進     | 古典、武道等、日本の伝統や文化にふれる学習・体験を通して、子どもの興味・関心を高めるとともに、国・郷土を愛する心や伝統文化を尊重する態度を育む。  | 教育研修所          |
| 「ふるさと学習」の充実        | 三田の自然、歴史、文化、「川本幸民」や「三好達治」等の偉人を学習材として、市の学習施設等も活用しながら見学や調査等を行う体験活動を推進する。また、友好都市である鳥羽市との交流活動を通じて、互いの市の様子について理解を深めるとともに、友好の精神を育む。                             | 教育研修所          |
| 地域のよ良さを活かした体験教育の推進 | ふるさと三田を愛する心を育て、地域の一員としての自覚を高めるために、「兵庫型体験教育(環境体験事業、自然学校推進事業、トライやる・ウィーク等)」を通じて、地域についての理解を深め、主体的に行動する力を育むとともに、ふるさと三田を愛する心を育てる。                               | 教育研修所<br>学校教育課 |

## 5年間の目標

| 5 社会的自立に向けた教育の推進   |                       |               |   |
|--|-----------------------|---------------|---|
| 項目   | 現状                    | 目標<br>(令和8年度) | 目標値の説明  |
| 「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査)                   | (小6) 80.7%            | (小6) 90%      | キャリア教育を通して、子ども一人一人が夢や目標を持ち、具体的な計画を立て、進んでいく力の育成が必要である。将来の夢や目標をもつ子どもの状況を表す指標として、目標は現状値をもとに設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小80.3%、中68.6%)            |
|  | (中3) 68.6%<br>(令和3年度) | (中3) 80%      |   |
| 「授業では、英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた」と答える子どもの割合<br>(全国学力学習状況調査) | (小6) 75.3%            | (小6) 78%      | 習指導要領の目標には、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。授業で言語活動を通じた英語活用能力の育成が図られている状況を表す指標として、目標は現状値をもとに設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小74.6% 中67.7%) |
|  | (中3) 70.5%<br>(令和3年度) | (中3) 73%      |   |

## 6 幼児期の教育の充実

幼児期の直接的・具体的な体験から得た学びが小学校以降の学習や大人になってからの生活に影響を与えるとされており、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要な時期です。

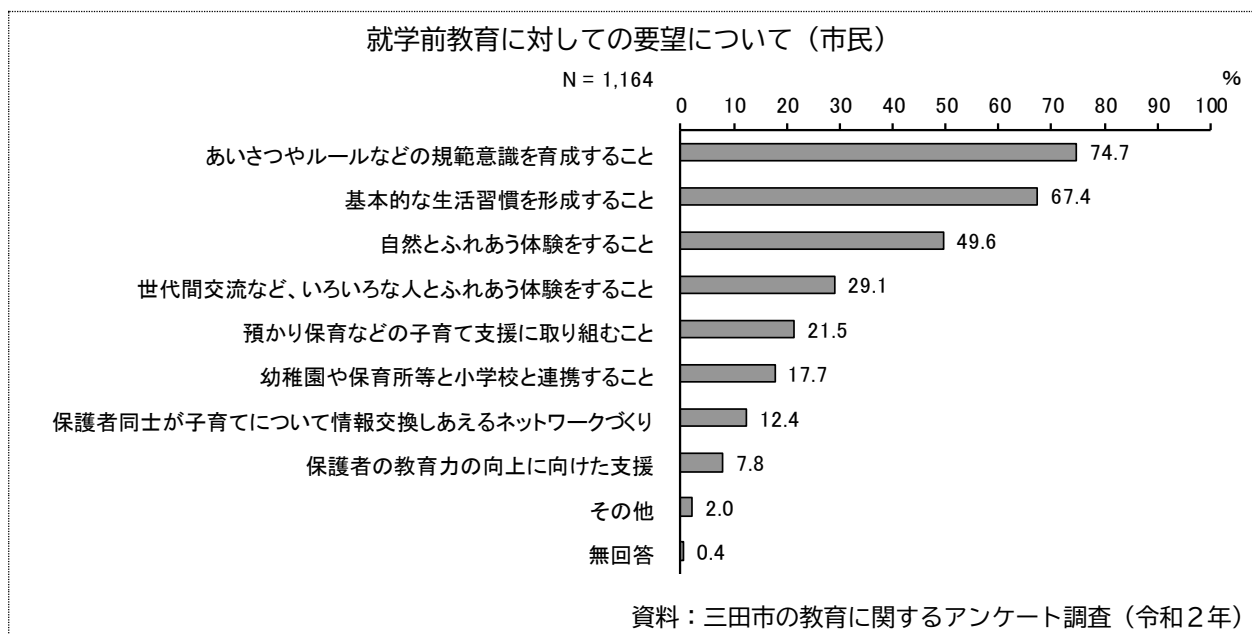
幼児期においては「生きる力の基礎」を育むため、遊びや生活を通して、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むことが大切です。

幼児は、生活を通して、身近な環境との関わり方や意味に気づき、これを取り入れようとして試行錯誤したり考えたりすることで「生きる力の基礎」を身につけるようになります。このことを踏まえた教育環境を創造するよう努めることで幼児期の教育の充実を図る必要があります。

### (1) 生きる力の基礎を育む教育

#### 現状と課題

- 就学前の幼児が在籍する教育・保育施設は、幼稚園、認定こども園、保育所など多岐にわたります。すべての幼児が「生きる力の基礎」を育むことができるよう取り組まなければなりません。また、学びや育ちをつなぐために、小学校教育との円滑な接続が重要です
- 「生きる力の基礎」を育むためには、集団生活を通じて、得られる学びが重要です。しかし、市立幼稚園の令和3年度の園児数は平成13年度と比較しておよそ7割減少しています。また、園児数が10人未満の市立幼稚園が10園中3園を占めるなど、特に農村地域で小規模化が進行しており、「生きる力の基礎」を育むための教育環境としての集団を維持することが難しくなりつつあります。
- 農村地域の市立幼稚園の園児数の減少の要因としては、少子化とあわせて保育ニーズの多様化に対応できていないことがあげられます。
- アンケート調査【市民問12】では、就学前教育に対する要望について、「あいさつやルールなどの規範意識を育成すること」の割合が最も高く、次いで「基本的な生活習慣を形成すること」の割合が高くなっており、生活習慣や社会でのルールを早期に身に付けることが求められていることがわかります。



### 施策の方向

農村地域の市立幼稚園を集約するなどにより、保育サービスの充実や地域の子育て支援を推進し、魅力を高めることで、望ましい集団規模の確保を図るとともに、**地域活性化の資源としても利活用します。**

また、幼児一人一人の育ちと学びの連続性を踏まえた教育を充実するために、研修や研究等を通じて、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資質の向上に努めます。

さらに、小学校との円滑な接続を図るため、「さんだっ子かがやきカリキュラム」に基づき、それぞれの施設での教育課程の編成、実施、評価・改善を図ります。

| 主な取組                | 取組内容   | 担当課     |
|---------------------|--|---------|
| 市立幼稚園再編の推進          | 小規模化が著しい農村地域の幼稚園について、認定こども園化により多様な保育ニーズに対応することで、よりよい教育環境に向けた集団規模の確保を図るため、再編を推進する。              | 幼児教育振興課 |
| 幼児教育に係る教職員研修の充実     | 市全体の就学前施設における教育の質の向上をめざし、教職員の専門性を高めるとともに、子どもを取り巻く社会的な課題等に対応できる知識の習得を図る。                        | 幼児教育振興課 |
| 市立幼稚園指定研究事業の推進      | 豊かな直接的・具体的な体験を通して、「学びに向かう力」を育む保育を創造するとともに、幼児教育の充実に向け、教職員の資質向上を目的とした研究事業を推進する。                  | 幼児教育振興課 |
| 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続 | 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、アプローチカリキュラムの活用や小学校教諭との連携を深めるなど、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。 | 幼児教育振興課 |
| 市立幼稚園の子育て支援の推進      | 芝生園庭を開放し、親子が集える場を提供したり、講師を招聘し、ベビーマッサージやヨガ等、親子で楽しめる催しを行う。                                       | 幼児教育振興課 |
| 市立幼稚園の預かり保育の充実      | 市立幼稚園において、段階的に子育て支援型預かり保育の拡充を図る。<br>再編対象外の市立幼稚園においては、段階的に預かり保育の充実を図る。                          | 幼児教育振興課 |

## 5年間の目標

| 6 幼児期の教育の充実  |                                       |               |  |
|--|---------------------------------------|---------------|--|
| 項目   | 現状                                    | 目標<br>(令和8年度) | 目標値の説明   |
| 「幼稚園は子どもの主体性を育み、活動を通して友達と協力したり、粘り強く取り組む力や自己肯定感などを高めている。」と答える保護者の割合<br>(学校評価保護者アンケート) | 84%<br>(令和2年度)                        | 90%           | アンケートは、毎年全園で実施。集団生活を通して、豊かな直接的・具体的な体験により「学びに向かう力」を育むことに取り組むことから設定。 |
| 市立幼稚園の預かり保育の実施日の拡充   | 週3日：2園<br>週2日：7園<br>週1日：1園<br>(令和2年度) | 週5日 全10園      | 多様な保育ニーズに対応し、保護者が安心して子育て等ができる環境をつくるため、預かり保育実施日数の増加を設定。             |

## 7 信頼される学校づくりの推進

家庭や地域に積極的に学校情報を発信することで、保護者や地域住民の学校運営に関する理解が深まり、信頼される学校づくりを推進することができます。

また、教育委員会と学校現場との連携を強化し、子どもを取り巻く環境の変化に適切に対応できる教職員として求められる資質の向上を図ることが必要です。

さらに、全国的に教職員の長時間勤務が課題となっている中、子どもたちに対して、効果的な教育活動が行えるように、教育の質の向上による働き方改革を推進します。

### (1) 学校組織力の向上

#### 現状と課題

- ~~学校運営を円滑に推進していくために、学校の運営組織体制や指導体制の改善や充実を図り、組織としての教育力や課題解決力を高める必要があります。~~
- 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学力向上、いじめや不登校、危機管理等への対応など、学校教育が抱える課題も複雑化・多様化しており、これらの様々な課題に的確に対応していくため、教職員一人ひとりの資質・能力の向上と、学校の運営組織体制や指導体制を改善、充実させ、外部の関係機関やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携・協力して、組織的な対応力や課題解決力を高めていく必要があります。
- 学校ホームページの積極的な発信やオープンスクールの実施などにより、学校教育目標や教育課題を保護者や地域住民と共有し、学校評価を通して、新学習指導要領の柱となる社会に開かれた教育課程を推進する必要があります。
- 保護者や地域住民が学校についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携を進めやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

#### 施策の方向

社会に開かれた学校づくりを推進していくため、学校園所情報の積極的な発信やオープンスクールの実施により、保護者や地域住民の学校についての理解が深まり、学校・家庭・地域の連携を進め、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりに取り組みます。

また、学校経営における管理職のリーダーシップのもと、**学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに**、多様な教育課題に組織的かつ迅速に対応ができる体制の構築をめざします。

さらに、多様な教育課題に対応するため、教育委員会と学校現場との連携を強化す

ることで、学校組織運営の改善を図ります。

| 主な取組               | 取組内容  | 担当課                       |
|--------------------|---|---------------------------|
| 開かれた学校園所づくりの推進     | 学校園所だよりやホームページ等、様々な媒体の活用やオープンスクール等により、学校園所運営に関する情報を積極的に発信することで、教育活動に対する家庭や地域の理解を深め、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを推進する。 | 教育研修所<br>学校教育課<br>幼児教育振興課 |
| 学校評価を活用した教育活動の改善推進 | PDCAサイクルに基づく学校評価を実施し、教職員が学校園所運営の成果や課題を共有しながら、積極的に教育活動の改善を図る。また、評価結果を公表することで、家庭・地域による教育活動への理解を深め、社会に開かれた教育課程の実現を図る。              | 学校教育課<br>幼児教育振興課          |
| 学校組織運営の改善          | 管理職のリーダーシップのもと、主幹教諭等の職の活用、校務分掌の見直し、危機管理体制の整備等、教職員が協働して様々な教育課程に組織的かつ迅速に対応する体制づくりを充実するさせる。  | 教育総務課                     |
| 教育委員会と学校の連携強化      | 教育委員会が学校に出向き、教育現場の実情を把握するとともに、現場の管理職や教職員、実際に学校教育に関わっている地域の方と意見交換を行い、教育現場の取組や課題を共有することで、施策への反映や学校組織運営への支援を充実するさせる。               | 教育総務課<br>学校教育課            |

## (2) 教職員の資質・指導力の向上

### 現状と課題

- 子どもを取り巻く環境の急速な変化により、教育課題は複雑化・困難化し、教職員には多様な役割が求められています。教職員が時代に即した新たな教育を実践するため、学校現場と教育委員会との連携を一層強化し、学校組織の機能強化とともに、学校教育の直接の担い手である教職員の資質・指導力能力の向上を図ることが必要です。
- 経験豊かな教職員と経験の少ない教職員の間をつなぎ、学校を組織的に運営していくために大きな役割を果たすミドルリーダーの存在が益々重要になってきており、その育成が急務となっています。
- 学校の小規模化に伴う配置教職員数の減少と年齢層の偏りにより教職員間で切磋琢磨する機会が減少しています。おり、そのため教職員として必要な能力を、具体的な指導や対応の場面で高めることができなくなってきており、教職員同士の学びの共同体としての役割を補う機会を創出する必要があります。学校でのOJTを基本としつつも、教職員集団の協働性に基づく学校力を上げていくことが必要です。



- 若手教職員等、指導経験が少ない教職員の指導力向上を図る研修を充実する必要がある。また、教職員全体の資質向上を引き続き図りながら学び続ける教職員像の確立をめざす必要がある。そして、教科指導や生徒指導など教職員としての本来の職務を遂行するためにも教職員間の学び合いや協働する力を伸ばす必要がある。
- 新学習指導要領に基づいた評価規準や学習評価のあり方を学ぶ研修、ICT機器を活用した授業づくり、情報モラルに関する指導、効果的なオンライン授業の方法も含めた主体的・対話的で深い学びを実現するの授業改善等をテーマとした研修の機会を充実する必要がある。
- 信頼される学校であるために高い倫理観と規範意識のある教職員を育成するとともに、コンプライアンス意識が醸成された職場環境の構築が必要です。

### 施策の方向

子どもを取り巻く環境の変化に適切に対応できる教職員として求められる資質を育成するため、研修の拠点となる教育研修所の機能を充実させ、教職員のキャリアステージに応じた体系的かつ効果的な研修や専門性の向上を図る研修等の一層の充実を図ります。

また、教職員の世代交代を見据え、教職員と多様な専門性をもつ教職員でのグループ活動により、教育研究を進めるとともに、グループ員の協働的な研究によって指導経験が少ない教職員の指導力の向上を図ります。

市民から信頼され、市民の期待に応える教育を一層充実させるため、自らの仕事に対する誇りを高め、教職員という職に求められる倫理観を醸成し、徹底した不祥事の教職員の非違行為防止に向けて、校内研修の機会をつくり、等を継続的に実施します。

| 主な取組                                    | 取組内容  | 担当課            |
|---|---|----------------|
| 教職員のコンプライアンス意識の向上教育公務員としての使命感の高揚と倫理観の確立 | 非違行為を許さないコンプライアンス意識やハラスメントを許さない職場風土づくりにとどまることなく、教職員として、市民からの信頼にも応える、より高い次元での倫理観・職業観の醸成をめざす校内研修や全体での研修を推進します。コンプライアンス研修や校内研修を継続的に行い、教職員の意識向上を図るとともに、非違行為を許さない、また、ハラスメントを許さない職場風土づくりを進める。 | 教育総務課<br>教育研修所 |

| 主な取組                 | 取組内容   | 担当課   |
|----------------------|--|-------|
| 教育研修所機能の充実           | 教育書・教材等を置くカリキュラムセンター、タブレット端末、大型モニタ等を備えたICT研修室、相談室、会議室等、教育研修所の機能を充実するさせる。とともに、また、学習指導要領が示す資質・能力の育成に向けた研修、 <del>や</del> 教職員のニーズに応じた研修や、 <del>一</del> 相談の機会を広く提供し、教職員の資質・指導力の向上を図る。 | 教育研修所 |
| 教職員研修の推進             | 若手教職員から、ミドルリーダー、管理職等、それぞれのキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図るため、各種研修会を開催する。また、様々な教育課題や教職員のニーズを踏まえた研修を推進する。を捉え、全教職員による研修や各学校における校内研修を推進する。   | 教育研修所 |
| 教育研究グループ活動の充実        | 児童生徒の思考力・判断力・表現力の育成を明確に意識した授業の開発、指導内容・方法等について、教科領域ごとの部会に分かれて研究を進める。また、教育課題の解決に向けて、先導的に調査研究を進める。  | 教育研修所 |
| ICT機器等を活用した指導力の向上の活用 | 教職員の授業力向上に向けICT活用力を高める研修を実施し、教職員によるタブレット端末・大型モニタ等のICT機器の活用を促進する。あわせて、児童生徒が情報を適切に扱えるよう、情報モラルに関する指導力向上を図る。また、ホームページの作成、校務支援ソフトの活用、教科書事務等に係る実務研修を行い校務の効率化を図る。                       | 教育研修所 |

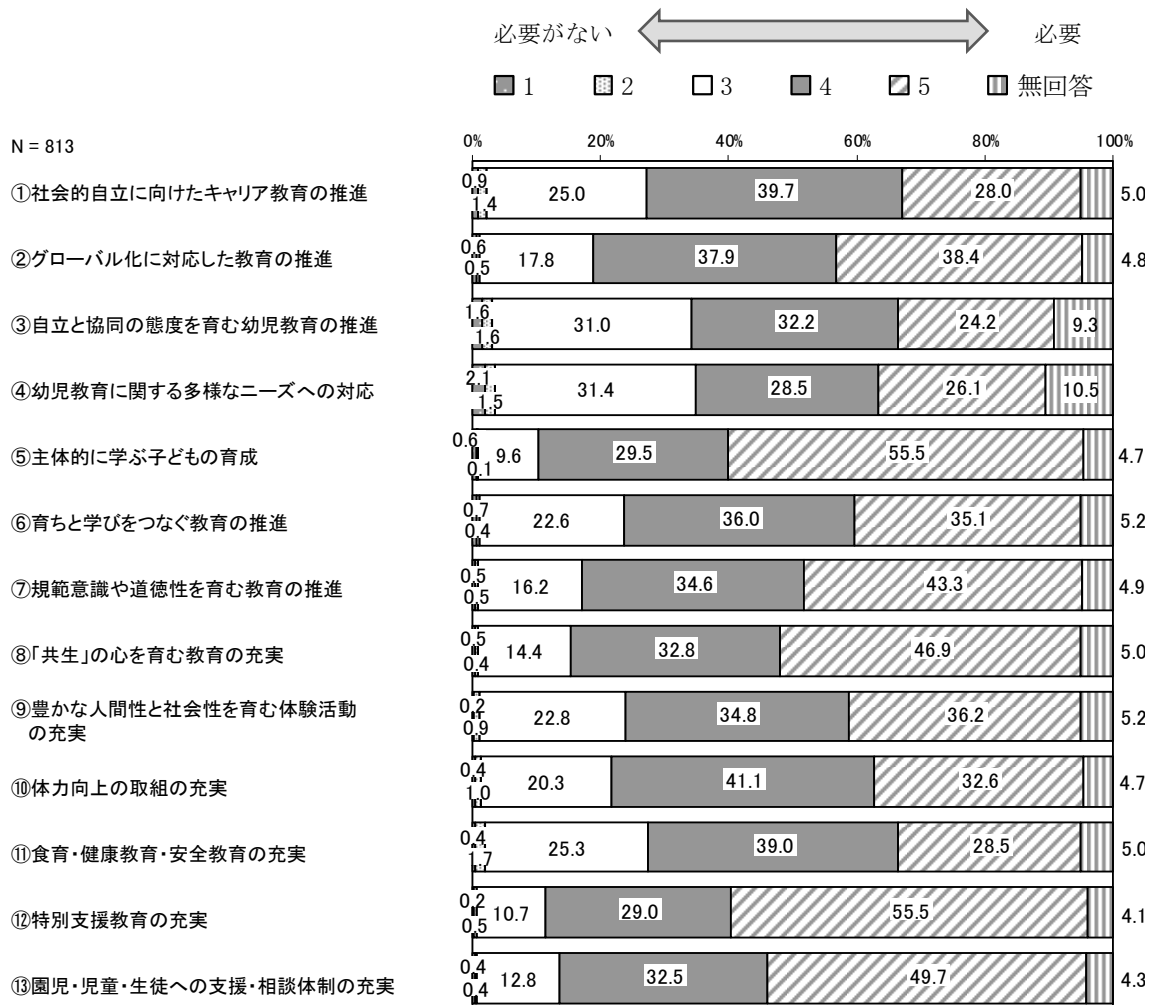
### (3) 教職員の働き方改革

#### 現状と課題

●教職員が対応しなければならない業務内容が多岐にわたるなど、教職員の労働時間長時間化は、学校において、より効果的な教育活動を持続的に行っていく上で課題となっておりあります。

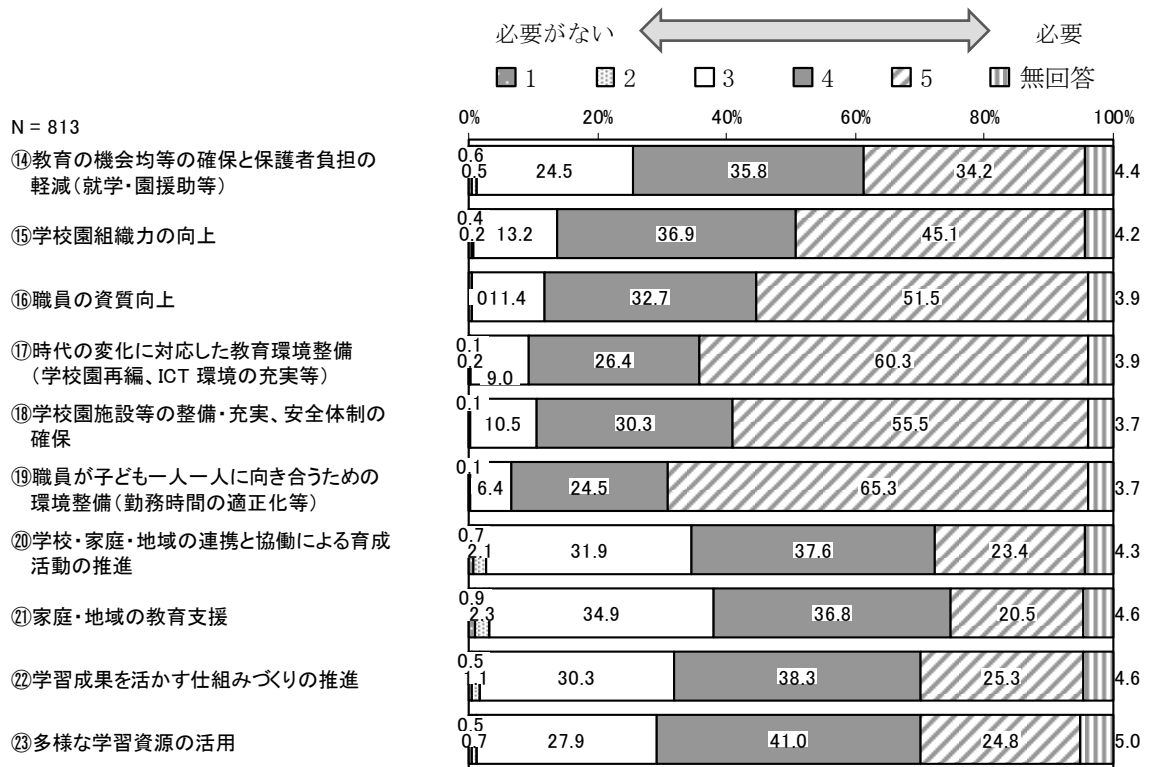
アンケート調査【教職員問6】では、本市の教育の取組の中で、今後充実する必要がある取組については、教職員が子ども一人一人に向き合うための環境整備（勤務時間の適正化等）の割合が高くなっていることから、勤務時間管理の徹底や業務の適正化、組織運営体制のあり方等により一層の推進を図っていく必要があります。また、教職員全体の意識啓発とともに、教職員の相談体制を充実し、風通しのよ良い職場風土の醸成に繋げ、メンタルヘルスに係る意識向上に努める必要があります。

本市の教育の取組の「充実する必要がある取組」(教職員)



資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

本市の教育の取組の「充実する必要がある取組」(教職員)(つづき)



資料：三田市の教育に関するアンケート調査(令和2年)

施策の方向

教職員の働き方改革の目的は、教育の質の向上です。教職員の勤務時間の適正化に向けた取組や校務のICT化を推進するとともに、教職員一人一人のメンタルヘルスの意識改革を推進するなど、学校における働き方改革を推進します。すすることで、さらに、これまでの働き方を見直し、自らの技量を磨くとともに、ワークライフバランスの充実につなげ、日々の質や教職員人生を豊かにして、自らの人間性や創造性を高められる、教職員にとって働きがいのある学校づくりを進め、子どもたちに対してよりよい教育活動を行うようにします。

| 取組         | 取組内容   | 担当課   |
|------------|--|-------|
| 勤務時間適正化の推進 | 勤務時間の適正化推進委員会を組織し、各学校の業務量の見直しの取組についての情報を共有し、各学校や地域の実情を踏まえた取組を進める。また、定時退勤日やノー部活デーの完全実施、自動応答メッセージ機能付留守番電話の導入など校務の負担軽減に向けた取組等、対策を講じていく。 | 教育総務課 |

| 取組               | 取組内容  | 担当課   |
|------------------|---|-------|
| 校務のICT化の推進       | 出欠情報や成績情報などの一元管理、電子化を行う校務支援システムの充実を図る。また、教職員間の情報共有やオンライン会議の開催により、校務の効率化を進め、子どもと向き合うための時間を確保するとともに、教職員の負担の軽減を図る。 | 教育研修所 |
| 教職員のメンタルヘルスの保持増進 | 教職員の心身の健康管理に配慮するとともに、研修や相談体制の充実を図ることで、教職員の精神・神経系疾患を未然に防止する。また、ストレスチェックの実施率を上げ、セルフケアやラインケアの推進、高ストレス者へのサポートを行う。   | 教育総務課 |

## 5年間の目標

| 7 信頼される学校づくりの推進   |                                       |                |   |
|---|---------------------------------------|----------------|---|
| 項目  | 現状                                    | 目標<br>(令和8年度)  | 目標値の説明  |
| 学校ホームページの年間アクセス数が家庭数の3倍以上（月平均）の学校数  | 22校<br>(令和2年度)                        | 全29校           | 開かれた学校づくりを推進するためには学校ホームページの活用などによる情報発信が必要である。保護者が月3回以上学校ホームページを閲覧することを目標値として設定。   |
| 教育研修所で研修した教職員数<br>(年間延べ人数)<br>※オンライン研修を含む   | 年間1,524名<br>(内オンライン研修931名)<br>(令和2年度) | 年間2,000人       | 教職員の資質・指導力の向上を図るため、教育研修所機能を充実することが必要である。毎年2,000人以上の教職員が、自身の研修のために、教育研修所に来所することを目標値として設定。  |
| 「研修内容を今後の指導に役立てたい」と回答した教職員の割合<br>(三田市教育研修所に関するアンケート)  | —                                     | 85%            | アンケートは、毎年全教職員を対象に実施。教職員に今後の指導に役立つ学びがあったかを把握し、研修の工夫改善を図るため、令和3年度から新たにアンケート項目を設定する。受講者の指導力向上につながる研修をめざし、目標値を設定。   |
| 教育研究グループの組織率  | 組織率：全教職員の18.1%<br>(令和3年度)             | 組織率：全教職員の20%以上 | 三田市が有する教育課題の解決や先進的な教育研究など、三田市の教職員の実践的指導力の向上を図る場として、教科ごとの教育研究グループ活動を実施している。研究の継続と充実には、参加教職員数が重要であると捉え、目標値を設定。  |
| 「教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場면을計画して活用することができる」と回答する教職員の割合<br>(教職員のICT活用指導力チェックリスト【文科省】) | 83.4%<br>(令和2年度)                      | 100%           | 教育効果を上げるために、単元のどの場面でものようにICT機器を活用するか。ICT機器の効果的な活用を位置づけた授業をデザインできる教員の育成が求められている。その中で、1人1台タブレット端末が整備され、日々の授業での活用が見込まれることから目標値を設定。<br>※参考 令和2年度国平均：86.3% |
| ICT支援員の数  | 3名<br>(令和2年度)                         | 7名<br>(4校に1名)  | 現状、3名のICT支援員が各校のICT環境における支援を行っているが、各校に常駐はできず、依頼のあるごとに対応しているところである。教職員が安心してより多くの場面でICT機器を活用するためには、文部科学省が地方財政措置で人材を支援している4校に1名の配置を目標値として設定。             |

## 8 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

新学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されていることから、子どもの成長をまち全体で支えていくため、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもや学校の抱える課題解決等に取り組み、「地域と共にある学校づくり」が求められています。

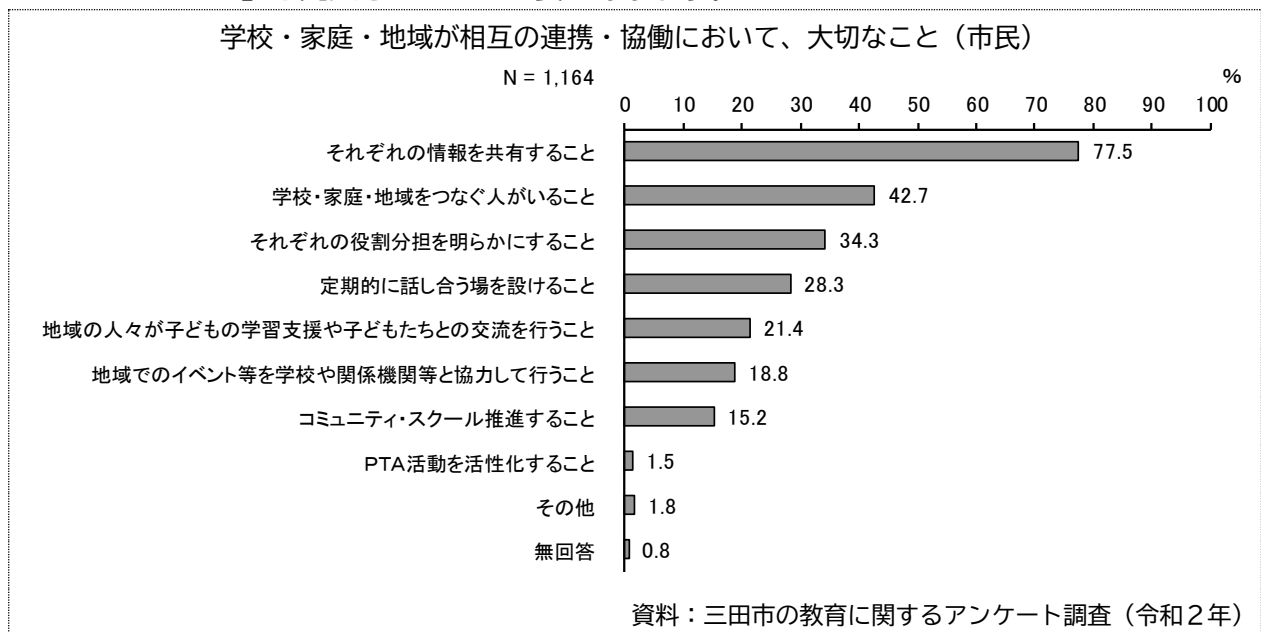
そのため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みを構築し、保護者や地域住民の教育活動への参画の促進を図り、地域社会全体で子どもの成長を支えていく体制づくりを進めていくことが必要です。

また、子育てをしている保護者の学びや交流の機会の提供等、家庭教育への支援の取組を充実していくことが必要です。

### (1) 学校・家庭・地域の連携と協働

#### 現状と課題

- 家庭を中心におき、学校、地域を含めた多様な主体が連携した教育が求められています。
  - アンケート調査【市民問 15】では、学校・家庭・地域が相互の連携・協働において、大切なことについて、「それぞれの情報を共有すること」の割合が 77.5%と最も高くなっていることから、学校・家庭・地域の情報共有をスムーズに行い、地域住民の教育活動への参画を促進する必要があります。
- また、学校・家庭・地域社会で「育てたい子ども像」、「めざすべき教育のビジョン」を共有し、目標の実現に向けて連携・協働する体制の一つとして、「コミュニティ・スクール」を充実させていく必要があります。



## 施策の方向

学校・家庭・地域社会が相互に連携し、それぞれの役割を果たす中で、子どもの成長を支える活動を推進するとともに、校区の実情に合ったコミュニティ・スクールを充実させていきます。

また、青少年の健全育成や世代間交流、体験活動等、学校・家庭・地域・関係機関等との連携により、子どもの育成活動を推進します。

| 主な取組                   | 取組内容  | 担当課    |
|------------------------|---|--------|
| 学校・家庭・地域の連携による事業の推進    | 学校支援ボランティアや放課後子ども教室を地域や学校に周知し、未来を担う子どもの成長を地域と学校が連携・協働して、地域全体で支えていく活動を推進する。  | 健やか育成課 |
| コミュニティ・スクールの充実         | 地域ぐるみで子どもの育ちを支えるコミュニティ・スクールをさらに充実し、家庭・地域との持続的な連携と協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。また、地域学校協働活動との一体的推進により、地域と共にある学校づくりを推進する。  | 学校教育課  |
| P T A活動の支援             | 三田市内の各P T Aが一層充実した活動を展開できるよう継続的な研修の実施を支援するとともに、定期的な情報提供や意見交換を行う等、家庭での子どもたちの心身の健全育成に向けた取組の充実を支援する。   | 学校教育課  |
| 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進   | <del>育てたい力等の共通理解を図り、</del> 学校・家庭・地域が <del>育てたい力を共有しそれぞれの役割を果たすことにより</del> の連携により、豊かな感性や創造性、自ら考え主体的に行動し問題を解決する力を育む。また、「トライやる」アクション等において、生徒が地域で活躍し、 <del>貢献することによりできる場をつくり、</del> ふるさと意識の醸成を図る。 | 学校教育課  |
| 子どもたちが安心して過ごせる地域づくりの推進 | 学校・家庭・青少年健全育成関係団体等の地域が連携し、地域全体での見守り活動や声掛けなどにより、子どもたちが健やかに成長し、安心して過ごせる地域づくりを進める。また、I C Tが急速に進展する社会において、子どもたちが安全にかつ適切にインターネットを利用できるよう啓発を進める。  | 健やか育成課 |
| 余裕教室の活用                | 学校の余裕教室を活用し、地域の大人が子どもに関心を持ち、世代間の交流を深め、学校と地域の連携を図るとともに、良好な地域コミュニティづくりに向けた取組を推進する。<br>また、地域イニシアチブ制度に基づく余裕教室について、学校、地域等との連携を図り有効活用していく。  | 教育総務課  |

| 主な取組             | 取組内容   | 担当課    |
|------------------|--|--------|
| 新・放課後子ども総合プランの推進 | 子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動等を行うことができるよう放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進する。   | 健やか育成課 |
| 「こども未来塾」の推進      | 本市の豊かな教育資源・地域資源とデジタル技術を活かし、子どもたちが本物にふれる機会を持てる「こども未来プログラム」を通して、子どもたちの探究心を刺激する体系的で連続した学びを創出し、感性や好奇心、創造力を育み、新しい発想をもって活躍できる力を育成する。 <b>基本施策9</b><br><b>(2)へ移動</b> | 健やか育成課 |

## (2) 家庭・地域の教育支援

### 現状と課題

- 近年、家庭環境を取り巻く社会状況は大きく変化してきており、子どもの成長発達に様々な影響が生じる可能性があります。

そのため、学校・家庭・地域が連携し、子育てに関わる人に対する総合的な学習機会を充実させ、家庭の教育力向上を図っていく必要があります。

- 子どもの人権やいのちの大切さをより多くの市民に伝えていく必要があります。

### 施策の方向

子育てやしつけについて学ぶ機会や様々な悩みや心配事への相談体制を充実**する**とともに、多世代交流の場を提供することで家庭の教育力の向上を図ります。

また、子どもの権利を守るため、地域における人権研修や学習機会を充実**する**ことで、子どもの人権やいのちの大切さについてより多くの市民が理解を深めることができるよう努めます。

| 主な取組              | 取組内容   | 担当課    |
|-------------------|--|--------|
| 家庭教育学級の充実         | 子どもを中心に、保護者どうしが交流を深め、自らの学びの機会や地域参画への機会と位置づけ、家庭・地域の教育力の向上に努める。  | 健やか育成課 |
| 三田市子ども家庭総合支援拠点の充実 | 家庭児童相談室に設置する「三田市子ども家庭総合支援拠点」を中心に、子育てする上での様々な悩みや心配事等の養育相談 <b>に</b> 応じるとともに、 <b>の充実を図る。また、</b> 要保護児童対策地域協議会、保健及び福祉、教育における関係機関との連携を強化 <b>し</b> を図り、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、速やかに必要なサービスや地域リソースに有機的につなぐなど適切な支援 <b>に</b> 取り組む <b>の充実を図る。</b> | 子ども家庭課 |



| 主な取組              | 取組内容   | 担当課      |
|-------------------|--|----------|
| 青少年相談の充実          | 青少年期における友人関係や学校生活、進路、親子関係等の悩みについて、解決に向けての相談業務を行う。学校や関係機関との連携を強化して、より適切な対応や健全な心の成長に関する支援の充実を図る。   | 健やか育成課   |
| 世代間交流活動の支援        | 若い世代やシニア世代等が集う「多世代交流館シニア・ユースひろば」で、中高生が乳幼児とその保護者との交流を通じ、家庭や子育ての大切さを学ぶ機会を提供する。<br>また、小中高校生と、同世代から高齢者までの多様な世代や地域ボランティアとの交流を促進する事業の実施とひろばの運営を行う。 | すくすく子育て課 |
| 子どもの人権やいのちの大切さの啓発 | 子どもの人権やいのちの大切さの理解を深めるため、「三田幸せプロジェクト」において、「子どもの人権について考える」分科会の設置など子どもの自尊感情を育み人権を尊重する研修の充実に取り組む。  | 人権推進課    |
| 人権に関する研修や学習機会の充実  | 部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消し、誰もが幸せを感じる人権尊重のまちを実現するため、「人権と共生社会を考える市民のつどい」や地域での市民参画の啓発講座等の充実を図るとともに、性的マイノリティ等の新たな課題についての啓発に取り組む。                        | 人権推進課    |

## 5年間の目標

| 8 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり  |                   |               |  |
|---|-------------------|---------------|--|
| 項目  | 現状                | 目標<br>(令和8年度) | 目標値の説明   |
| 学校支援ボランティアの年間延べ活動日数   | 2,608日<br>(令和2年度) | 4,350日        | 市民自らも楽しみながら子どもたちの成長と学びを応援し、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを推進するため、学校支援ボランティアの活動日数を目標として設定。  |
| 「来年度以降も、協力したい」と答える事業所の割合<br>(地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施に関するアンケート調査) | 91.7%<br>(令和元年度)  | 95.0%         | 「トライやる・ウィーク」では、子どもが地域の中で、育てられているという実感やふるさとに対する愛着や誇りをもつことができる機会である。本事業に対する地域の有益感を表す指標として、過去5年間の結果をもとに、更に地域と連携した取組を図るため、目標値として設定。(令和2年度、3年度実施なし) |
| 放課後子ども教室の年間延べ開催日数   | 1,042日<br>(令和2年度) | 2,040日        | 地域の中に安全で安定した子どもの居場所づくりに取り組み、世代間の交流を促進するため、放課後子ども教室の定期的な開催日数を目標として設定。   |

## 9 子どもと大人の「学び」が循環する関係づくり

大人が培ってきた学習の成果や、学びを通じた人とのつながりを、学校や地域社会に還元するとともに、子どもの教育に活かすことのできる循環型の生涯学習社会の実現が求められています。

そのためには、大人の「学び」を子どもに活かす仕組みづくりや、地域の大人と子どもをつなぐ人材の育成により、子どもと大人の学びが循環することが必要です。

また、子どもたちは、青少年期からの「学び」の機会の充実が必要であり、本市の豊かな自然環境や地域の歴史文化遺産、文化芸術などの豊富な資源を活用した学習活動を通して積極的に学び、子どもたちに多様な学習機会を創出することが重要です。

### (1) 学習成果を活かす仕組みづくり

#### 現状と課題

- 本市では、様々な「学び」の機会提供が行われていますが、培ってきた学習の成果を活かす機会が限られています。
- すべての人が生涯を通して活躍できるよう、更に学習機会の充実を図るとともに、参加型学習や学び合いを通じて地域人材の育成に取り組み、循環型の生涯学習社会の実現をめざす必要があります。り、その成果を活かすことができる仕組みづくりが必要です。
- 参加型学習や学び合いを通じて地域人材の育成に取り組み、循環型の生涯学習社会の実現をめざす必要があります。

#### 施策の方向

青少年期からの自主的な「学び」を支援するとともに、地域の大人が、培ってきた学習の成果を、子どもたちに活かすため、地域人材の育成や仕組みづくりに取り組み、循環型の生涯学習社会の実現をめざします。

| 主な取組                 | 取組内容  | 担当課     |
|----------------------|---|---------|
| 子どもの育ちを支える社会教育施設等の活用 | 地域の生涯学習の拠点としての社会教育施設等を積極的に活用し、市民の自主的な学びを支援しながら、地域の人材育成を推進するとともに、学びの成果が次世代に還元されるよう、仕組みづくりを進める。 | 文化スポーツ課 |

|                            |   |         |
|----------------------------|---|---------|
| 子どもの読書活動や調べ学習を支援できる人材育成の推進 | 図書館を拠点に、ボランティア希望者、保護者、学校関係者等を対象として、子どもの読書活動や調べ学習を支援できる人材の育成に取り組む。 | 文化スポーツ課 |
| 三田の自然を学び、活用するジュニアスタッフの育成   | 県立有馬富士公園の豊かな自然環境を活かし、人と自然の博物館と連携した、自然を学び、活用するジュニアスタッフの育成を進める。     | 文化スポーツ課 |

## (2) 多様な学習機会の創出

### 現状と課題

- 「こうみん未来塾」では、地域や教育・研究機関（大学、博物館等）、企業、NPO 法人、専門家等と連携・協働し、子どもたちに「本物に触れる」多様な機会を提供しています。
- 社会教育施設の運営に、市民や事業者等の活力を導入し、民間のノウハウやネットワークを活かしながら、子どもたちの学びの充実を図っています。
- 本市には、有馬富士公園などの豊かな自然環境とともに、~~や~~継承されてきた地域の歴史文化遺産や、~~や~~文化芸術活動も盛んに行われているなど、豊かな学習資源があります。また、大学生による学習支援など、子どもたちにとって自分たちのモデルとなる身近な環境もあります。  
~~これらの豊富な学習資源や地域の人材を積極的に活用した「学び」を進め、学習機会を創出し、文化的・芸術的な情操を育むことが必要です。~~

### 施策の方向

子どもたちにさまざまな学びと体験の機会を提供することで、「科学技術に親しみを感じる子」、「グローバルに活躍する気概を持つ子」、「チャレンジ精神旺盛な子」の育成を推進します。

また、地域の豊富な物的・人的な学習資源を積極的に活用し、多様な学習機会を創出することで、地域の自然、歴史・文化や芸術活動に親しみ、理解を深め、ふるさとを愛する心を持つ子どもを育てます。

| 主な取組         | 取組内容   | 担当課    |
|--------------|--|--------|
| 「こうみん未来塾」の推進 | 本市の豊かな教育資源・地域資源（大学、博物館等）とデジタル技術を活かし、子どもたちが本物にふれる機会を持てる「こうみんプログラム」を通して、子どもたちの探究心を刺激する体系的で連続した学びを創出し、感性や好奇心、創造力を育み、新しい発想をもって活躍できる力を育成する。 | 健やか育成課 |

|                         |  |         |
|-------------------------|--|---------|
| 地域の伝統文化の継承の推進           | 子どもたちに地域の伝統芸能などへの理解を進め、「知り・守り・育てる」機会を創出する。伝統文化の継承を進め、周知することでふるさと意識の醸成を図る。                                    | 文化スポーツ課 |
| 歴史資料を活用した体験学習の推進        | 市の所蔵する数多くの歴史資料を活用し、文化財施設や学校への出前講座・展示、体験学習を通じて、ふるさと意識や郷土への愛着心を育む機会を提供する。                                      | 文化スポーツ課 |
| 有馬富士自然学習センターを活用した学校教育支援 | 県立有馬富士公園の豊かな自然環境を活かし「有馬富士公園生態園（林の生態園・草地の生態園・水辺の生態園）」を学習の場とする学校教育支援を進める。                                      | 文化スポーツ課 |
| 図書館を通じた「学び」の支援の推進       | 子どもたちに本に親しむ機会や自主的な学びを行えるよう資料の提供及び人的支援を行う。また、調べる学習コンクールやイベントの開催、電子図書館の活用、移動図書館による館外サービスの実施等、多様な読書活動の機会づくりを行う。 | 文化スポーツ課 |
| 総合文化センターでの文化芸術の普及・育成の推進 | 総合文化センターでは、学校等において文化芸術の鑑賞機会を設ける(アウトリーチ活動)ことで学齢期からの豊かな人間性を育む機会を創出する。  | 文化スポーツ課 |

## 5年間の目標

| 9 子どもと大人の「学び」が循環する関係づくり             |                |               |   |
|-------------------------------------|----------------|---------------|---|
| 項目                                  | 現状             | 目標<br>(令和8年度) | 目標値の説明  |
| こうみん未来塾探究コースの小中学生の年間修了者数            | —              | 200人          | 子どもの探究心を高める取り組みを進めるため、探究コース(令和4年度開始)の修了者数を目標として設定。探究コース10コース×参加者各20人。         |
| 図書館見学及び移動図書館サービス(定期巡回以外)を利用した小中学校の数 | 1校<br>(令和2年度)  | 7校            | 子どもたちの本に親しむ機会や自主的な学びの機会提供をめざす。小中学校生の図書館見学や移動図書館を活用した機会提供の件数を設定。               |
| 学校訪問コンサート(アウトリーチ活動)を利用した小学校         | 18校<br>(令和2年度) | 小学校全20校       | 子どもたちがコンサート鑑賞等を通じて、本物の文化芸術にふれる機会を提供する。総合文化センターが、小学校へのお出向で行うコンサート等の鑑賞事業の件数を設定。 |

## 10 学びを支える環境の整備

子どもたちが安全で安心した学校生活を送れるよう学校施設等の整備・充実を進めるとともに、子どもの安全を確保する体制の構築が必要です。

Society5.0の社会に向けた学習指導のさらなる充実を図るため、ICT機器の整備を進め、令和の時代にふさわしい魅力ある学校環境を整えていく必要があります。

また、今後少子化が進展する中で、**集団の中で異なる様々な考えが組み合わさり、対話的な学びが実現できる一定規模を確保することが必要です。**子どもにとって望ましい教育環境を整備していくため、学校の適正規模・適正配置について、保護者、地域の理解を得て、進めていくことが必要です。

### (1)-(2) 学校の再編

#### 現状と課題

- 児童生徒数は平成10年度をピークに年々減少し、今後も、学校の小規模化が進むと考えられます。

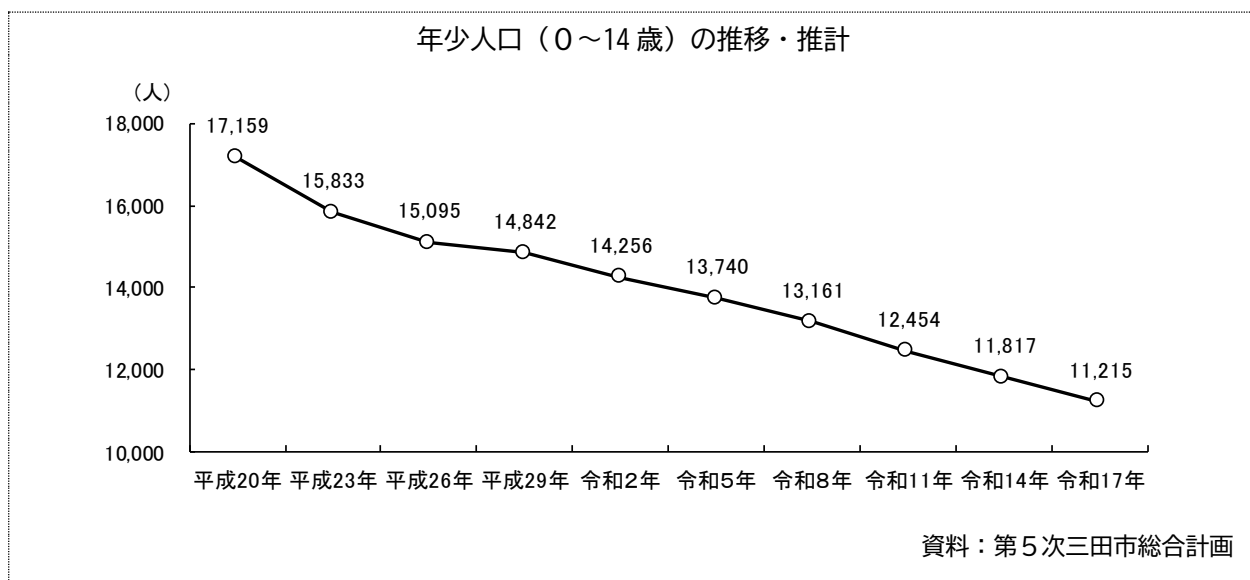
学校の小規模化に伴う諸課題に対応するため、市民と教育委員会とが協働して取り組む指針として、平成30年7月、今後の三田市立小中学校の適正規模・適正配置についての方向性を示した「三田市立学校のあり方に関する基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、課題の大きい中学校から具体的な再編計画（第1次計画）を策定し、取り組みを進めています。

- アンケート調査【市民問16】、【教職員問8】では、今後、三田市立小中学校の再編を進めていく上での配慮について、「通学の安全・通学手段の確保」「余裕をもって子どもに教育指導ができる職員配置」の割合がいずれも高く、通学距離が長くなることに伴う安全への配慮、児童生徒数にあわせた適切な教職員配置が求められています。

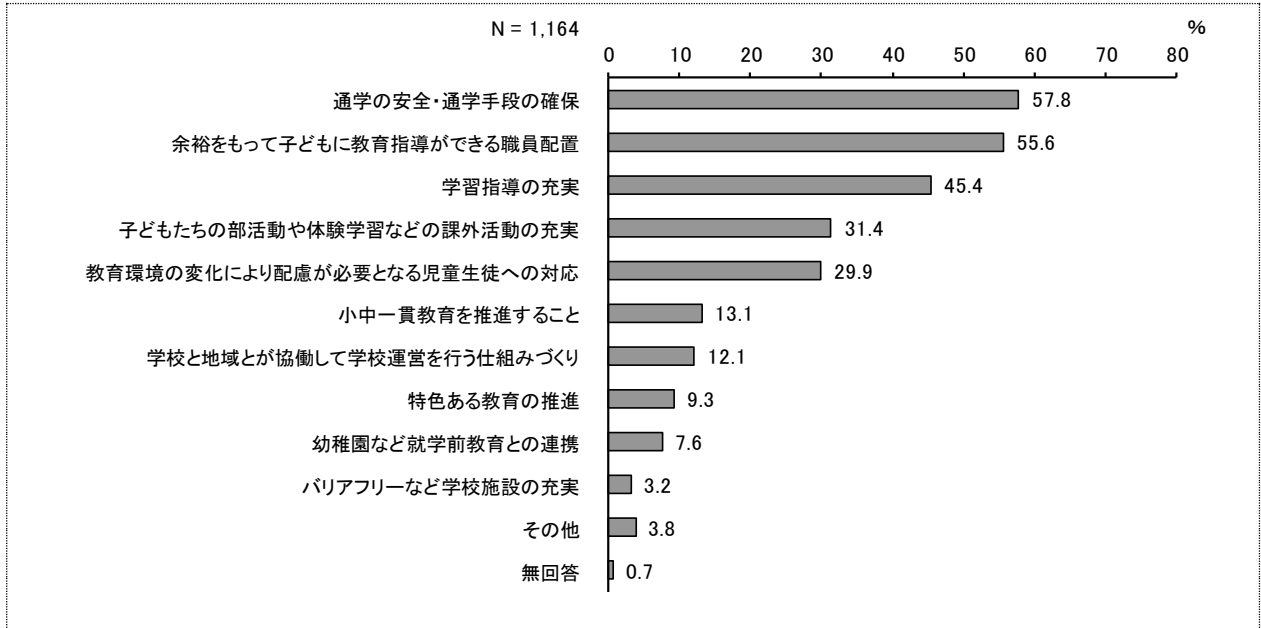
- アンケート調査【児童生徒問5】では、どのような学校に魅力を感じるかについて、「わかりやすい授業や楽しい授業を受けることができる学校」の割合が48.6%と最も高く、次いで「友だちや仲間と何でもわかりあえる関係がつけれる学校」の割合が37.6%、「いじめや差別のない学校」の割合が36.6%となっています。

学年別にみると、中学生に比べ、小学生で「いじめや差別のない学校」「給食がおいしい学校」の割合が高くなっています。また、小学生に比べ、中学生で「運動会や音楽会などの学校行事が活発な学校」「学校の校舎や教室、学習で使う道具が整っている学校」の割合が高くなっています。

- 子どもどうしが「学び合い、高まり合える」環境を保障するためには、ある程度の学校規模（学級数、児童生徒数）が必要です。子どもたちが、集団的な活動を通して、自分に自信を持ち、多様性を尊重し、人とのつながりを大切にするとともに、互いに支え合い、たくましく生き抜く力を身に付けていかなければなりません。学校において、このような多様な他者との協働的な学びが十分できるよう教育環境を整えていく必要があります。



○市民アンケート（全体集計）

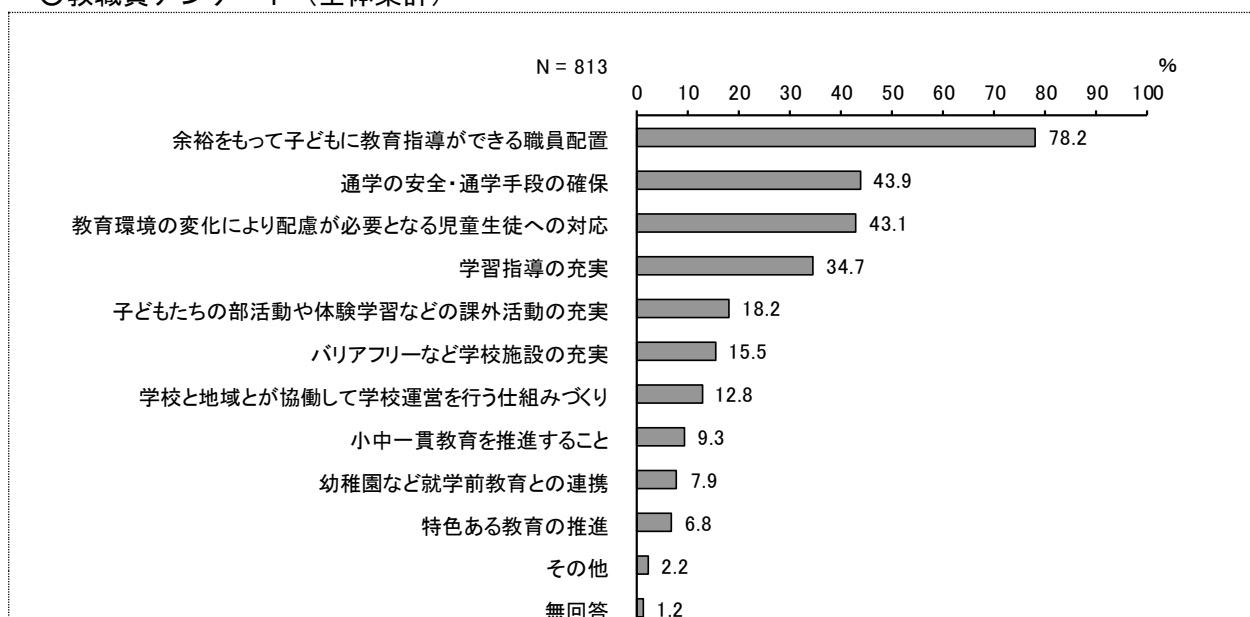


○子どもの年代別にみた、小学校・中学校の小規模化についての考え

単位：%

| 区分      | 回答者数(件) | 学習指導の充実 | 子どもたちの部活動や体験学習などの課外活動の充実 | 必要となる児童生徒への配慮が | 通学の安全・通学手段の確保 | 学校と地域とが協働して学校運営を行う仕組みづくり | 余裕をもって子どもに教育指導ができる職員配置 | 小中一貫教育を推進すること | 幼稚園など就学前教育との連携 | バリアフリーなど学校施設の充実 | 特色ある教育の推進 | その他 | 無回答 |
|---------|---------|---------|--------------------------|----------------|---------------|--------------------------|------------------------|---------------|----------------|-----------------|-----------|-----|-----|
| 就学前の子ども | 368     | 42.4    | 32.1                     | 29.6           | 59.0          | 13.0                     | 60.9                   | 8.4           | 14.1           | 3.0             | 9.5       | 3.8 | 0.8 |
| 小学生     | 410     | 48.0    | 31.5                     | 27.1           | 56.3          | 12.0                     | 53.9                   | 15.9          | 5.6            | 3.7             | 10.2      | 4.1 | 0.7 |
| 中学生     | 190     | 45.8    | 34.2                     | 34.2           | 53.2          | 11.6                     | 56.8                   | 15.8          | 0.5            | 3.2             | 8.4       | 2.6 | 0.5 |
| 高校生     | 187     | 45.5    | 25.7                     | 33.2           | 62.6          | 10.7                     | 50.3                   | 13.4          | 6.4            | 2.1             | 7.0       | 4.3 | 0.5 |
| その他     | 7       | 42.9    | 71.4                     | 14.3           | 71.4          | 14.3                     | —                      | 14.3          | 14.3           | —               | 14.3      | —   | —   |

○教職員アンケート（全体集計）



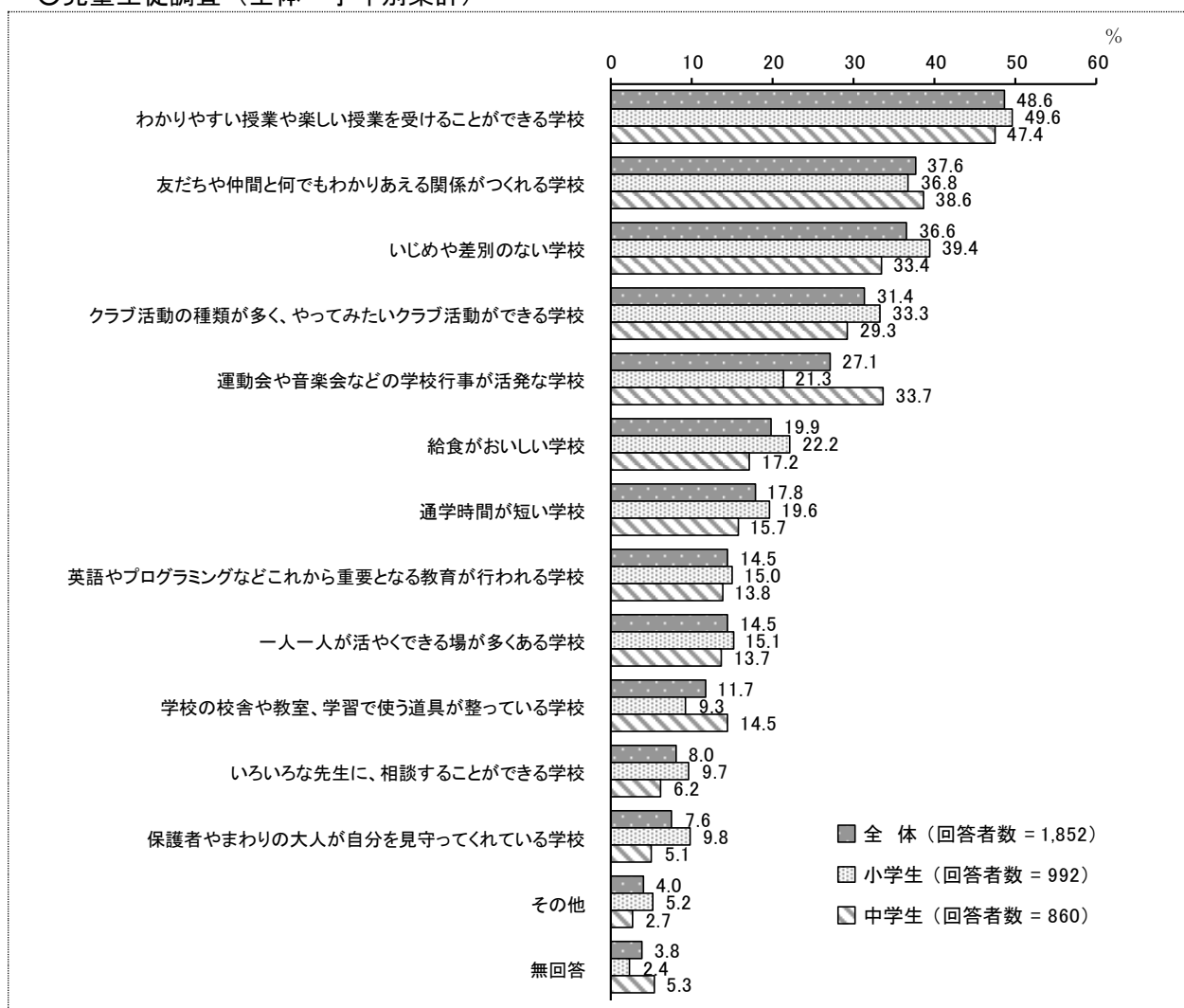
○勤務先別にみた、小学校・中学校の小規模化において、必要な配慮

単位：%

| 区分  | 回答者数 (件) | 学習指導の充実 | 子どもたちの部活動や体験学習などの課外活動の充実 | 教育環境の変化により配慮が必要となる児童生徒への対応 | 通学の安全・通学手段の確保 | 学校と地域とが協働して学校運営を行う仕組みづくり | 余裕をもって子どもに教育指導ができる職員配置 | 小中一貫教育を推進すること | 幼稚園など就学前教育との連携 | バリアフリーなど学校施設の充実 | 特色ある教育の推進 | その他 | 無回答 |
|-----|----------|---------|--------------------------|----------------------------|---------------|--------------------------|------------------------|---------------|----------------|-----------------|-----------|-----|-----|
| 幼稚園 | 48       | 16.7    | 18.8                     | 31.3                       | 43.8          | 18.8                     | 64.6                   | 2.1           | 58.3           | 6.3             | 10.4      | —   | 2.1 |
| 小学校 | 517      | 36.2    | 14.7                     | 49.1                       | 41.0          | 13.7                     | 78.3                   | 9.7           | 6.2            | 16.1            | 6.4       | 2.3 | 1.4 |
| 中学校 | 236      | 34.7    | 26.7                     | 33.1                       | 50.8          | 9.3                      | 80.1                   | 10.2          | 1.7            | 15.7            | 7.2       | 2.5 | 0.4 |



## ○児童生徒調査（全体・学年別集計）



### 施策の方向

農村部においては学校の小規模化がさらに進行することが予測されます。ニュータウンなどの都市部でも学校の小規模化による伴う課題が顕在化していることから、市全体における学校再編について、一定の考え方を示し、これら課題の解消のため、具体的な手法等も含め保護者、地域と協議していきます。また、小中一貫校や義務教育学校など新たな再編の枠組みについても検討を進め、従来の枠に捕らわれず、小規模化に伴う課題を解消する方法を幅広く検討していきます。

学校再編に際しては、子どもたちが安心安全に通学できるよう十分配慮するとともに、余裕をもって子どもに教育指導ができる教職員配置を行い、学習指導の充実を図ります。

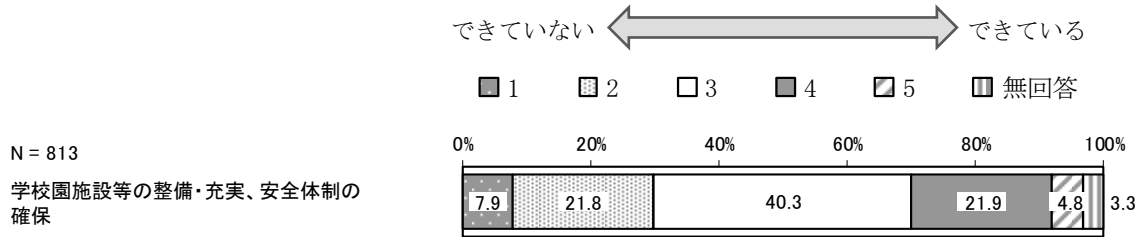
| 主な取組      | 取組内容  | 担当課            |
|-----------|---|----------------|
| 小中学校再編の推進 | 三田市立学校のあり方に関する基本方針をもとに、児童生徒の教育環境の充実を図るため、保護者や地域住民の意見を踏まえ、小中学校の再編に取り組む。また、小中一貫校や義務教育学校など新たな再編の枠組みについても検討を進め、従来の枠に捕らわれず、小規模化に伴う課題を解消する方法を幅広く検討していく。 | 教育総務課<br>学校教育課 |

## (2)-(1) 安全安心で充実した環境の整備

### 現状と課題

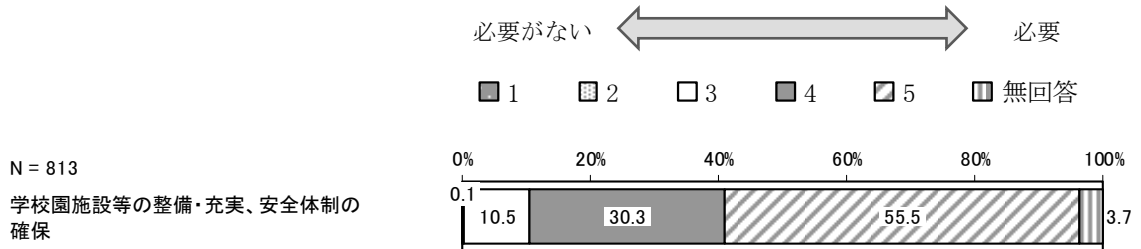
- 子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活を送れるよう計画的な改修によるバリアフリー化や省エネ等に配慮した施設整備を進めていく必要があります。
- アンケート調査【教職員問6】では、本市の教育の取組の中で、「現在の状況」と、今後「充実する必要があるもの」について、「学校園所施設等の整備・充実、安全体制の確保」は“できている”の割合が低く、今後充実が“必要”の割合が高いことから、「重要であるのにできていない」という結果となっています。また、学校給食施設、設備の保全についても、適切な管理・運営に努めるとともに、児童生徒数が減少する中で、安全安心で魅力ある学校給食をさらに進める必要があります。
- アンケート調査【市民問17】では、新型コロナウイルス感染症の流行に際し、本市の子どもたちの教育について不安に感じていることについて、年代に関わらず「学習保障に関すること」が最も高くなっていることから、こうした緊急事態の中でも持続的に子どもたちが教育を受けることができる教育環境を整備していく必要があります。

### 本市の教育の取組の「現在の状況」(教職員)



資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

### 本市の教育の取組の「充実する必要がある取組」(教職員)



資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

### 子どもの年代別にみた、新型コロナウイルス感染症による教育についての不安(市民)

| 区分      | 回答者数(件) | 学習保障に関すること | 心のケアに関すること | 対面によるコミュニケーション不足に関すること | 運動不足・体力の低下など健康保持に関すること | 生活習慣のみだれに関すること | 学校行事に関すること | 部活動に関すること | ICT環境整備・オンライン指導に関すること | 学校での感染症対策に関すること | その他 | 無回答 |
|---------|---------|------------|------------|------------------------|------------------------|----------------|------------|-----------|-----------------------|-----------------|-----|-----|
| 就学前の子ども | 368     | 47.3       | 25.3       | 43.8                   | 45.7                   | 25.8           | 38.0       | 2.7       | 21.7                  | 18.5            | 1.6 | 1.9 |
| 小学生     | 410     | 59.5       | 18.8       | 30.7                   | 47.1                   | 23.7           | 31.2       | 4.4       | 29.0                  | 14.9            | 3.4 | 1.2 |
| 中学生     | 190     | 60.0       | 16.3       | 27.9                   | 31.6                   | 35.8           | 33.7       | 10.5      | 29.5                  | 11.1            | 4.2 | 1.1 |
| 高校生     | 187     | 48.7       | 17.6       | 35.3                   | 29.9                   | 33.2           | 33.7       | 14.4      | 24.6                  | 16.6            | 4.3 | 0.5 |
| その他     | 7       | 42.9       | 57.1       | 28.6                   | 85.7                   | 42.9           | —          | —         | 28.6                  | 14.3            | —   | —   |

資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

## 施策の方向

学校施設について、**将来にわたり安全安心で快適な教育環境を維持・確保するため、**学校再編の取組や**学校再編の全体像を示す中で、**施設の老朽化・劣化状況等も総合的に勘案し、大規模改修等を計画的に行います。**うなど、安全で魅力ある学校施設環境を維持していきます。**

また、学校給食施設、設備の保全を図るとともに、児童生徒数の減少に伴う学校給食の提供体制のあり方について検討を進めます。

防犯カメラや警備システム等の活用、地域や関係機関と連携した見守りの推進など、子どもたちの安全を確保する体制の充実に努めます。

新型コロナウイルス感染症の流行により得た経験から、いかなる状況においても子どもたちが持続的に教育を受けることができるようICT機器の整備、充実など、教育環境の整備に取り組みます。

| 主な取組               | 取組内容   | 担当課                       |
|--------------------|--|---------------------------|
| 学校施設の整備・充実         | 学校施設の大規模改修等について、施設の老朽化・劣化状況等も総合的に勘案し、計画的に改修を行う。また、エレベーター、階段手すりの設置やトイレの洋式化等バリアフリー化を進めるとともに、省エネ、防災等にも配慮した施設整備を行う。                          | 教育総務課                     |
| 学校給食施設等の整備・充実      | 持続的で安全安心な学校給食の提供に向け、定期的なメンテナンスに加え、 <b>教職員</b> による日常点検を実施し、施設設備の保全を図り、良好な状態に保つとともに、児童生徒数の動態等の変化も注視しながら、学校給食施設及び提供体制のあり方について検討を進める。        | 学校給食課                     |
| 学校安全体制の充実          | 学校において、災害に備えた適切な施設設備の整備・点検を行うとともに、避難所となる場合の対応を含め、防災体制の充実に努める。<br>また、犯罪の抑止、万が一の事案発生時の対応のため、学校・幼稚園に設置している防犯カメラの更新、増設など、安全管理に関する施設面の充実に努める。 | 教育総務課<br>危機管理課<br>幼児教育振興課 |
| 登下校時の安全確保          | 通学路の安全点検や防犯カメラの設置などにより、安全で安心な通学環境の整備を行う。また、学校・PTA・地域・関係機関の連携による見守りを推進するとともに、「こども110番の家」の状況を点検し、通学路周辺の家庭や店舗へのさらなる登録を推進する。                 | 教育総務課<br>危機管理課<br>健やか育成課  |
| ICT機器やデジタル教材の整備・充実 | 子どもの学習意欲を高め、わかりやすい授業づくりを推進するため、タブレット端末や大型モニタの活用を促進し、デジタル教材の導入・整備・活用を図る。  | 教育研修所                     |

## 5年間の目標

| 10 学びを支える環境の整備  |                      |               |   |
|---|----------------------|---------------|---|
| 項目  | 現状                   | 目標<br>(令和8年度) | 目標値の説明  |
| 「前年度までに受けた授業で、コンピュータなどのICTをほぼ毎日使う」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査) | (小) 10.3%            | 小学校・中学校ともに90% | 今後、1人1台タブレット端末を活用した授業の充実が一層求められることから、目標値を設定。                    |
|   | (中) 5.8%<br>(令和3年度)  |               |   |
| 校舎の洋式便器1基あたりの児童生徒数  | (女子)14.4人            | (女子)10人以下     | 学校トイレの洋式化を順次進め、今計画期間中にすべての学校で概ね、洋式化をめざすこととし、目標値を設定。             |
|   | (男子)20.8人<br>(令和3年度) | (男子)20人以下     |   |
| こども110番の家年度末設置箇所数<br>(学校・園安全対策)                               | 883箇所軒<br>(令和2年度)    | 1,040箇所       | 地域住民と協力して、青少年が地域で安心して健全に育つ環境づくりを推進するため、こども110番の家の設置箇所数を目標として設定。 |

## 5年間の目標一覧

| 1 「確かな学力」の育成  | 現 状                             | 目 標<br>(令和8年度)              | 目標値の説明   |
|---|---------------------------------|-----------------------------|--|
| すべての教科における平均正答率<br>(全国学力・学習状況調査)  | (小6)<br>国語+1<br>算数+3            | すべての教科に<br>おいて、+6ポイ<br>ント以上 | 全国学力・学習状況調査において、本市では、<br>全国と比較して、-6ポイント以下を「下回る」、<br>±0ポイントを「同程度」、±5ポイントを「大<br>きな差は見られない」、+6ポイント以上を「上<br>回る」としている。<br>小中学校ともに、すべての教科において、+6<br>ポイント以上を目標値として設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小国語65、小算<br>数75、中国語65、中数学57)  |
|   | (中3)<br>国語+3<br>数学+6<br>(令和3年度) |                             |  |
| 「授業では、課題の解決に向け<br>て、自分で考え、自分から取り組<br>んでいたと思う」と答える子ども<br>の割合<br>(全国学力・学習状況調査)                  | (小6) 80.7%                      | (小6) 83%                    | 学力向上のため、児童生徒自らが課題を発見<br>し、解決に向けて主体的・対話的で深い学びの<br>実現を図る。児童生徒の主体的・対話的で深い<br>学びを表す指標として、現状値をもとに目標値<br>を設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小78.2%、中<br>81.0%)   |
|   | (中3) 79.6%<br>(令和3年度)           | (中3) 82%                    |  |
| 「家で自分で計画を立てて勉強<br>をしている」と答える子どもの割<br>合<br>(全国学力・学習状況調査)                                       | (小6) 71.2%                      | (小6) 77%                    | 確かな学力を身に付けるため、子どもが主体的<br>に学習に取り組む態度の育成が必要である。主<br>体的に学習する子どもの状況を表す指標とし<br>て、現状値をもとに目標値を設定。<br>※参考 令和3年度国平均(小74.0%、中<br>63.5%)  |
|   | (中3) 73.0%<br>(令和3年度)           | (中3) 79%                    |  |
| 「理科が好き」と答える子どもの<br>割合<br>(全国学力・学習状況調査)  | (小6) 86.0%                      | (小6) 92%                    | 理科教育において、確かな学力の定着を図るた<br>めには、理科への愛好度を高めることが重要で<br>ある。理科への愛好度を表す指標として、現状<br>値をもとに目標値を設定(3年毎の調査のた<br>め、現状値は平成30年度が最新)<br>※参考 平成30年度国平均(小83.5%、中<br>62.9%)  |
|   | (中3) 61.3%<br>(平成30年度)          | (中3) 65%                    |  |
| 2 「豊かな心」の育成   | 現 状                             | 目 標<br>(令和8年度)              | 目標値の説明   |
| 「道徳の授業では、自分の考えを<br>深めたり、学級やグループで話し<br>合ったりする活動に取り組んで<br>いると思う」と答える子どもの割<br>合<br>(全国学力・学習状況調査) | (小6) 78.7%                      | (小6) 85%                    | 「豊かな心」の育成には、道徳教育の充実が欠<br>かせない。そのために道徳教育の要となる道徳<br>の授業において、児童生徒が自分自身や他者<br>との対話を通し、自己の生き方について深く考<br>えることや様々な教育活動の中で、児童生徒が<br>学習したり体験したりすることを深く捉え直し<br>発展させる学習の充実が大切である。自己を見<br>つめる道徳科の学習を表す指標として、現状値<br>をもとに目標値を設定。<br>※参考 令和3年度 国平均小81.1% 中<br>86.2% |
|   | (中3) 84.3%<br>(令和3年度)           | (中3) 87%                    |  |
| 「自分には、よいところがあると<br>思う」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査)   | (小6) 80.7%                      | (小6) 90%                    | 「豊かな心」を育む教育の推進により、自己肯<br>定感の向上を図ることが必要である。自己肯定<br>感を表す指標として、現状値をもとに目標値を<br>設定。<br>※参考 令和3年度国平均 小76.9% 中<br>76.2%   |
|   | (中3) 76.5%<br>(令和3年度)           | (中3) 85%                    |  |
| 「いじめを受けたり、嫌なことが<br>あったりした時相談しない」と答<br>える子どもの割合<br>(「いじめに関する生活アンケート」<br>調査)                    | (小6) 7%                         | (小6) 0%                     | アンケートは、毎年毎学期全学年で実施。現状<br>の値については、令和2年3学期(小)は1~6<br>年、(中)は1~3年の平均値。   |
|   | (中3) 11%<br>(令和2年度)             | (中3) 0%                     |  |

| 3 「健やかな体」の育成   | 現 状                   | 目 標<br>(令和8年度) | 目標値の説明   |
|--|-----------------------|----------------|--|
| 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか」の肯定的回答の割合<br>(全国体力・運動能力、運動習慣等調査) | (小5) 92%              | (小5) 92%       | 小・中学校における体育授業の改善、充実を図り、一人一人の体力などに応じた指導等、体育・スポーツ活動を充実させ、運動への興味・関心を高めるとともに、体を動かす楽しさや心地よさを実感させ、運動習慣の定着を図るため現状値をもとに目標値を設定。                 |
|  | (中2) 85%<br>(令和元年度)   | (中2) 88%       |  |
| 「朝食を毎日食べている」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査)                          | (小6) 96.9%            | (小6) 98%       | 朝食の欠食は、子どもの体調不良等、健康面に大きな影響を及ぼす。食を通じた健やかな体の育成を図るための指標として、目標は現状値をもとに設定。<br>※参考 令和3年度国平均 (小94.9%、中92.8%)                                  |
|  | (中3) 93.5%<br>(令和3年度) | (中3) 96%       |  |
| 地場野菜使用率  | 31.3%<br>(令和2年度)      | 35.0%          | 地元農産物を学校給食に多く取り入れることが必要である。地産地消の推進に向けた指標として、地場野菜使用率を目標に設定。   |
| 4 一人一人が大切にされる教育の充実   | 現 状                   | 目 標<br>(令和8年度) | 目標値の説明   |
| 特別支援教育研修講座受講者数<br>(年間延べ人数)                                       | 131名<br>(令和2年度)       | 300名           | 特別な支援を要する子どもへの指導・支援の充実を図るため、教職員の専門性の向上は重要である。各校園所から教職員の25%が毎年受講し、年間300名以上の受講者数を目標として設定。  |
| 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査)            | (小6) 98.6%            | (小6) 100%      | 子ども一人一人が安心して日々の学校生活を送ることができるために、いじめを許さない学級づくり、子どもの育成に取組、いじめを否定する子どもの割合100%を目標として設定。<br>※参考 令和3年度国平均 (小96.8%、中95.9%)                    |
|  | (中3) 94.6%<br>(令和3年度) | (中3) 100%      |  |
| 不登校児童生徒・保護者が関係機関に相談・支援を受けている割合                                   | —                     | 100%           | 不登校児童生徒や保護者が、学校のほかにも関係機関等に相談し、多様な支援を受けることが、再登校を含む社会的自立に有効なため、目標として設定。  |
| 5 社会的自立に向けた教育の推進   | 現 状                   | 目 標<br>(令和8年度) | 目標値の説明   |
| 「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合<br>(全国学力・学習状況調査)                       | (小6) 80.7%            | (小6) 90%       | キャリア教育を通して、子ども一人一人が夢や目標を持ち、具体的な計画を立て、進んでいく力の育成が必要である。将来の夢や目標をもつ子どもの状況を表す指標として、目標は現状値をもとに設定。<br>※参考 令和3年度国平均 (小80.3%、中68.6%)            |
|  | (中3) 68.6%<br>(令和3年度) | (中3) 80%       |  |
| 「授業では、英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた」と答える子どもの割合<br>(全国学力学習状況調査)     | (小6) 75.3%            | (小6) 78%       | 習指導要領の目標には、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。授業で言語活動を通じた英語活用能力の育成が図られている状況を表す指標として、目標は現状値をもとに設定。<br>※参考 令和3年度国平均 (小74.6% 中67.7%) |
|  | (中3) 70.5%<br>(令和3年度) | (中3) 73%       |  |

| 6 幼児期の教育の充実   | 現 状                                   | 目 標<br>(令和8年度) | 目標値の説明  |
|---|---------------------------------------|----------------|---|
| 「幼稚園は子どもの主体性を育み、活動を通して友達と協力したり、粘り強く取り組む力や自己肯定感などを高めている。」と答える保護者の割合<br>(学校評価保護者アンケート)        | 84%<br>(令和2年度)                        | 90%            | アンケートは、毎年全園で実施。集団生活を通して、豊かな直接的・具体的な体験により「学びに向かう力」を育むことに取り組むことから設定。  |
| 市立幼稚園の預かり保育の実施日の拡充  | 週3日：2園<br>週2日：7園<br>週1日：1園<br>(令和2年度) | 週5日 全10園       | 多様な保育ニーズに対応し、保護者が安心して子育て等ができる環境をつくるため、預かり保育実施日数の増加を設定。  |
| 7 信頼される学校づくりの推進   | 現 状                                   | 目 標<br>(令和8年度) | 目標値の説明  |
| 学校ホームページの年間アクセス数が家庭数の3倍以上(月平均)の学校数  | 22校<br>(令和2年度)                        | 全29校           | 開かれた学校づくりを推進するためには学校ホームページの活用などによる情報発信が必要である。保護者が月3回以上学校ホームページを閲覧することを目標値として設定。   |
| 教育研修所で研修した教職員数<br>(年間延べ人数)<br>※オンライン研修を含む   | 年間1,524名<br>(内オンライン研修931名)<br>(令和2年度) | 年間2,000人       | 教職員の資質・指導力の向上を図るため、教育研修所機能を充実することが必要である。毎年2,000人以上の教職員が、自身の研修のために、教育研修所に来所することを目標値として設定。  |
| 「研修内容を今後の指導に役立てたい」と回答した教職員の割合<br>(三田市教育研修所に関するアンケート)  | —                                     | 85%            | アンケートは、毎年全教職員を対象に実施。教職員に今後の指導に役立つ学びがあったかを把握し、研修の工夫改善を図るため、令和3年度から新たにアンケート項目を設定する。受講者の指導力向上につながる研修をめざし、目標値を設定。   |
| 教育研究グループの組織率  | 組織率：全教職員の18.1%<br>(令和3年度)             | 組織率：全教職員の20%以上 | 三田市が有する教育課題の解決や先進的な教育研究など、三田市の教職員の実践的指導力の向上を図る場として、教科ごとの教育研究グループ活動を実施している。研究の継続と充実には、参加教職員数が重要であると捉え、目標値を設定。  |
| 「教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用することができる」と回答する教職員の割合<br>(教職員のICT活用指導力チェックリスト【文科省】) | 83.4%<br>(令和2年度)                      | 100%           | 教育効果を上げるために、単元のどの場面でものようにICT機器を活用するか。ICT機器の効果的な活用を位置づけた授業をデザインできる教員の育成が求められている。その中で、1人1台タブレット端末が整備され、日々の授業での活用が見込まれることから目標値を設定。<br>※参考 令和2年度国平均：86.3% |
| ICT支援員の数  | 3名<br>(令和2年度)                         | 7名<br>(4校に1名)  | 現状、3名のICT支援員が各校のICT環境における支援を行っているが、各校に常駐はできず、依頼のあるごとに対応しているところである。教職員が安心してより多くの場面でICT機器を活用するためには、文部科学省が地方財政措置で人材を支援している4校に1人の配置を目標値として設定。             |
| 8 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり  | 現 状                                   | 目 標<br>(令和8年度) | 目標値の説明  |
| 学校支援ボランティアの年間延べ活動日数   | 2,608日<br>(令和2年度)                     | 4,350日         | 市民自らも楽しみながら子どもたちの成長と学びを応援し、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを推進するため、学校支援ボランティアの活動日数を目標として設定。   |
| 「来年度以降も、協力したい」と答える事業所の割合<br>(地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」)   | 91.7%<br>(令和元年度)                      | 95.0%          | 「トライやる・ウィーク」では、子どもが地域の中で、育てられているという実感やふるさとに対する愛着や誇りをもつことができる機会である。本事業に対する地域の有益感を表す指   |



|   |                      |                |   |
|---|----------------------|----------------|---|
| ーク」の実施に関するアンケート調査)  |                      |                | 標として、過去5年間の結果をもとに、更に地域と連携した取組を図るため、目標値として設定。(令和2年度、3年度実施なし)                   |
| 放課後子ども教室の年間延べ開催日数   | 1,042日<br>(令和2年度)    | 2,040日         | 地域の中に安全で安定した子どもの居場所づくりに取り組み、世代間の交流を促進するため、放課後子ども教室の定期的な開催日数を目標として設定。          |
| <b>9 子どもと大人の「学び」が循環する関係づくり</b>                            | 現 状                  | 目 標<br>(令和8年度) | 目標値の説明  |
| こうみん未来塾探究コースの小中学生の年間修了者数                                  | —                    | 200人           | 子どもの探究心を高める取り組みを進めるため、探究コース(令和4年度開始)の修了者数を目標として設定。探究コース10コース×参加者各20人。         |
| 図書館見学及び移動図書館サービス(定期巡回以外)を利用した小中学校の数                       | 1校<br>(令和2年度)        | 7校             | 子どもたちの本に親しむ機会や自主的な学びの機会提供をめざす。小中学校生の図書館見学や移動図書館を活用した機会提供の件数を設定。               |
| 学校訪問コンサート(アウトリーチ活動)を利用した小学校                               | 18校<br>(令和2年度)       | 小学校全20校        | 子どもたちがコンサート鑑賞等を通じて、本物の文化芸術にふれる機会を提供する。総合文化センターが、小学校への出向いて行うコンサート等の鑑賞事業の件数を設定。 |
| <b>10 学びを支える環境の整備</b>                                     | 現 状                  | 目 標<br>(令和8年度) | 目標値の説明  |
| 「前年度までに受けた授業で、コンピュータなどのICTをほぼ毎日使う」と答える子どもの割合(全国学力・学習状況調査) | (小) 10.3%            | 小学校・中学校ともに90%  | 今後、1人1台タブレット端末を活用した授業の充実が一層求められることから、目標値を設定。                                  |
|   | (中) 5.8%<br>(令和3年度)  |                |   |
| 校舎の洋式便器1基あたりの児童生徒数  | (女子)14.4人            | (女子)10人以下      | 学校トイレの洋式化を順次進め、今計画期間中にすべての学校で概ね、洋式化をめざすこととし、目標値を設定。                           |
|   | (男子)20.8人<br>(令和3年度) | (男子)20人以下      |   |
| こども110番の家年度末設置箇所数(学校・園安全対策)                               | 883箇所軒<br>(令和2年度)    | 1,040箇所        | 地域住民と協力して、青少年が地域で安心して健全に育つ環境づくりを推進するため、こども110番の家の設置箇所数を目標として設定。               |